### 第2期 二戸市子ども・子育て支援事業計画

令和2~6年度

子どもも親も共に成長し 地域みんなで支え合う 安心と喜びを感じる子育てのまち にのへ

令和2年3月

岩手県 二戸市

1	計画策定の背景と目的	2
2	計画の位置づけ	3
	(1) 計画の位置づけ	3
	(2) 計画の性格	4
3	計画の期間	5
4	計画の対象	5
5	計画の策定体制	5
	(1) 計画の策定体制	5
	(2)子ども・子育て支援事業計画策定基礎調査の実施	5
	(3) 第 1 期二戸市子ども・子育て支援事業計画の評価	6
1	人口の動向	8
	(1) 人口・世帯数の動向	8
	(2) 年齢構造の動向	8
	(3) 婚姻・出生の状況	1 1
2	子育て環境の変化	1 3
	(1) 子育て世帯の動向	13
	<ul><li>(1) 子育て世帯の動向</li><li>(2) 6歳未満の子どものいる世帯</li></ul>	1 3 1 4
	(2)6歳未満の子どものいる世帯	1 4

(6) 認定子ども園	17
(7) 児童館	17
(8) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	18
(9) 放課後子ども教室	18
3 子ども・子育て支援事業計画策定基礎調査	1 9
(1)調査の概要	1 9
(2)子育て家庭を取り巻く環境	1 9
(3) 子育て支援サービスの現状	27
4 第1期二戸市子ども・子育て支援事業計画における推進施策・事業	<b></b>
の目標達成度	4 2
5 第1期二戸市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価	4 2
(1) 基本目標・推進施策別の状況	4 2
(2) 子育て会議の評価	4 9
6 二戸市の課題	5 0
1 基本理念	5 3
2 計画の基本目標	5 3
(1) 地域みんなが支える子どもと子育て環境づくり	53
(2) 安心して子どもを産み喜びを感じて育てられる環境づくり	5 3
(3) 子どもの健やかな成長を支える環境づくり	5 4

1 制度の事業体系	5 6
(1) 子どものための教育・保育給付	5 6
(2) 地域子ども・子育て支援事業	5 6
(3) 子育てのための施設等利用給付	58
1 地域みんなが支える子どもと子育て環境づくり	60
2 安心して子どもを産み喜びを感じて育てられる環境づくり	6 4
3 子どもの健やかな成長を支える環境づくり	6 9
1 教育・保育提供区域	7 6
2 幼児期の教育・保育と子育てのための施設等利用給付の量の見込み	
と提供体制	7 6
(1) 教育・保育施設及び地域型保育事業	7 6
(2) 保育の必要性の認定区分	77
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	8 1
4 その他の事業の量の見込みと提供体制	8 7
1 産休・産休後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	8 9
2 国や県が実施する施策との連携	8 9
(1) 児童虐待防止対策の充実	8 9

(2) 母子・父子家庭の自立支援の推進	9 0
3 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取り組みの推進	9 0
4 「子どもの貧困対策に関する大綱」に基づく取り組みの推進	9 0
(1) 教育の支援	9 0
(2) 保護者に対する就労の支援	9 1
(3) 生活の支援	9 1
(4) 経済的な支援	9 1
5 子どもの権利擁護の確保	9 1
6 国際化の進展に伴い外国につながる幼児への支援等の推進	9 2
7 幼児教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保について	9 2
(1) 認定子ども園の普及等について	9 2
(2)質の高い教育・保育の確保のための取り組み	9 2
(3) 認定子ども園、幼稚園、保育所、小学校等の連携	93
1 計画の点検・評価	9 5
2 計画の推進	96
3 計画推進のための関係者の役割	9 6
(1) 家庭の役割	9 6
(2) 地域の役割	9 6
(3) 保育施設等の役割	9 6
(4) 学校の役割	9 7
(5) 事業主の役割	9 7

(6)	行政の役割	9 7
資料編	二戸市子ども・子育て会議設置条例	9 9
	二戸市子ども・子育て会議委員名簿	101

# 第1章

計画の策定に当たって

#### 1 計画策定の背景と目的

二戸市では、平成28年1月に策定した「第2次二戸市総合計画」における4本の柱のひとつに、「子育てを支える」を掲げ、安心して子どもを産み、喜びを感じながら育児ができる環境づくりに取り組んでいます。

本市では、平成21年度に、「二戸市次世代育成支援対策推進行動計画(さわやか子育てプラン(計画期間 平成22年度~平成26年度))」を策定し、子育て支援施策や教育・保育事業の充実を図ってきました。

また、「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)」に基づき、新たな子ども・子育て支援の制度のもとで、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、「第1期二戸市子ども・子育て支援事業計画(計画期間 平成27年度~平成31年度(令和元年度))」を策定し、計画的に事業を推進してきました。

特にも、平成30年度には、中央児童クラブの新築移転工事の完了に伴い、市内全ての小学校区において、全学年の児童が放課後児童クラブを利用できる環境が整いました。また、病気のため集団保育ができない子どもを、小児科医の指導のもと一時的に預かることで、子育て世代の家庭生活と仕事の両立を強力に支援する「二戸市病児保育施設 あいほっと」を開設しました。その結果、「二戸市病児保育施設 あいほっと」は、事業開始初年度(平成30年度)にも関わらず、登録人数が190人、利用者が247人と、多くの子育て世代にご利用いただきました。いずれの事業も、計画年度を前倒して進めるなど、子育て支援施策を着実に推進しております。

そのほか、発達面で気になる親子に対しては、3歳から実施する「早期発達支援教室」や「5歳児発達相談」、「ことばの教室」等を実施し、また開催回数を増やすことで、利用する親子にとってより利用しやすい環境を整える等、きめ細やかな事業の推進を図って参りました。

今後においても、子育て世代のニーズを的確に把握しつつ、少子化の急速な進行や核 家族化の進行といった子育て世代の環境変化に対応した、適切かつ円滑な子育て施策の 執行に努める必要があるなかで、本市の将来を見据えた子ども・子育て支援に関する総 合的な計画として、令和2年度から令和6年度までの5年間の取り組みについて策定し ました。

基本理念は「子どもも親も共に成長し 地域みんなで支え合う 安心と喜びを感じる子育てのまち にのへ」とし、計画の基本目標(めざす姿)は「地域みんなが支える子どもと子育て環境づくり」、「安心して子どもを産み喜びを感じて育てられる環境づくり」、「子どもの健やかな成長を支える環境づくり」の3本を柱に、子育て支援施策の各事業を推進して参ります。

#### 2 計画の位置付け

#### (1)計画の位置づけ

この計画は、本市のまちづくりの基本指針である「二戸市総合計画」及び保健福祉分野を推進するための総括的な計画である「二戸市地域福祉計画」をはじめ、関連する部門ごとの計画との連携・整合性を図りつつ、本市の子ども・子育て支援に関する具体的な施策を推進するため、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国の定めた基本指針に則して策定するものです。

また、平成 26 年度まで取り組んできた「さわやか子育てプラン(二戸市次世代育成 支援行動計画)」、令和元年度までの「第1期二戸市子ども・子育て支援事業計画」を踏 まえつつ、それら計画を引き継ぐ計画となります。

加えて、内閣府が平成26年8月に策定した「子どもの貧困対策に関する大綱」に基づき、子どもが生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、そして、子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指すため、本計画に「子どもの貧困対策に関する大綱」に基づく取り組みの推進を、子ども子育て支援事業の関連する施策として包含し策定しました。

#### 子ども子育て支援法

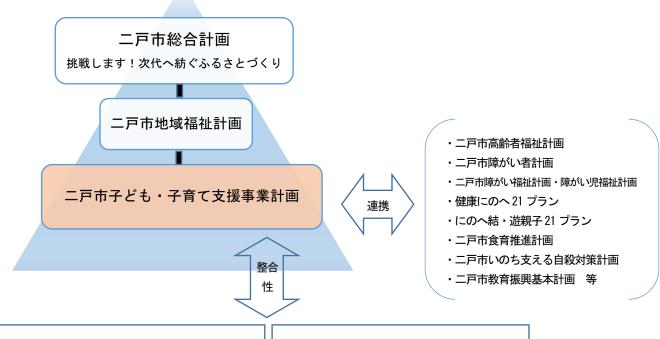
(市町村子ども・子育て支援事業計画)

- 第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業 務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計 画」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域 子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

#### (2)計画の性格

この計画は、平成30年度に実施した「子ども・子育て支援事業計画策定基礎調査」の結果や、「二戸市子ども・子育て会議」における審議など、子育て世代をはじめとした市民の意見を反映して策定されたものであり、すべての子どもと子育て家族を対象として、本市が今後進めていく子ども・子育て支援施策の方向性を示したものであり、地域における子ども・子育て支援の取組を、より一層促進するものです。

また、学校教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の 確保の内容及びその時期などを定めることで、保育・教育事業に対する子育て世代のニーズに応えていくための体制づくりを進めるものです。



#### (国)

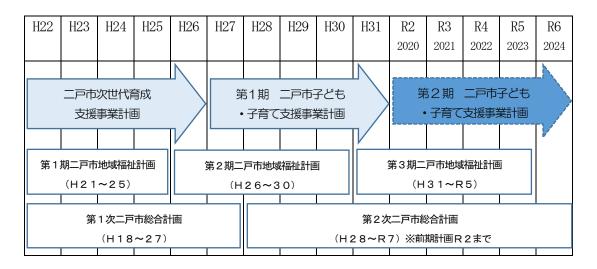
- 児童福祉法
- 子ども子育て支援法
- 少子化社会対策基本法
- 次世代育成支援対策推進法
- 児童虐待の防止等に関する法律
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律 等

#### (県

- 岩手県子ども・子育て支援事業支援計画
- ・健やか親子 21
- ・ひとり親家庭等自立促進計画
- 障がい者プラン 等

#### 3 計画の期間

この計画は、令和2年度(2020年度)を初年度とし、令和6年度(2024)までの5年間を計画期間とします。



#### 4 計画の対象

乳幼児期を経て18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども及び、妊娠期から子育て期にある妊産婦等を、この計画の対象とします。

#### 5 計画の策定体制

#### (1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、地域の関係者や一般公募から構成される「二戸市子ども・子育て会議」において、計画策定に対する意見を求めるとともに、必要とされる各検討課題に対して審議を行い、具体的な計画作りを行うとともに、関係機関・団体等との緊密な連携、調整を図りました。

また、子育て世代のニーズを的確に把握するため、ニーズ調査やパブリックコメントを実施し、得られた意見や要望を精査し、計画に反映しました。

#### (2) 子ども・子育て支援事業計画策定基礎調査の実施

計画策定に先立ち、0歳児から小学校6年生以下の子どもをもつ保護者を対象に「二戸市子ども・子育て支援事業計画策定基礎調査」(以下「ニーズ調査」という。)を実施し(平成30年12月~平成31年1月)、その調査結果を基に、現在の利用状況からみた今後の保育量の量、求められている子育て支援施策等、子育て会議において検討を行い、「第6章 目標事業量」における「幼児期の教育・保育の量の見込み」や「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を算定しています。

(3) 第1期二戸市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度~令和元年度)の評価

令和元年度が事業最終年である「第1期二戸市子ども・子育て支援事業計画」の進 捗状況や実施事業の評価を実施し、本計画策定に反映しました。(令和元年10月23日開 催二戸市子ども・子育て会議審議)

## 第2章

二戸市の子育てを取り巻く状況

#### 1 人口の動向

#### (1)人口・世帯数の動向

市の人口は減少を続けていますが、世帯数は横ばいの状況となっています。 平成12年と比較すると、平成30年では人口は5,810人(17.6ポイント)減少していますが、世帯数はほぼ変わっていません。

また、1世帯における人数(世帯人員:人口/世帯数)は減少を続けています。

	人口 (人)	世帯数(世帯)	世帯人員(人)
平成12年	33, 102	11, 218	2.95
平成17年	31, 477	11,040	2.85
平成22年	29, 702	10, 824	2.74
平成26年	29, 086	11, 795	2.46
平成30年	27, 292	11, 801	2. 31

(平成12年~平成22年国勢調査、平成26年~平成30年住民基本台帳)

#### (2) 年齢構造の動向

年少人口と生産人口が減少を続けるなか、老年人口は増加しています。市においても、少子高齢化が進んでいることが分かります。

#### ① 年少人口

市の年少人口(0歳~14歳)は、平成12年は5,007人で人口の15.1%を占めていましたが、平成22年には3,637人で12.2%、平成30年には2,839人で10.4%と、平成12年と平成30年を比較した場合、2,168人(約43.3ポイント)減少しています。

人口に占める割合では、4.7ポイント減少しています。

	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年	平成30年
年少人口(人)	5,007	4, 314	3,637	3, 270	2,839
人口に占める割合(%)	15. 1	13. 7	12. 2	11.2	10.4

(平成12年~平成22年国勢調査、平成26年~平成30年住民基本台帳)

#### ② 生産人口

市の生産人口(15歳~64歳)は、平成12年は20,195人で人口の61.0%を占めていましたが、平成22年には17,130人で57.6%、平成30年には14,742人で54.0%と、平成12年と平成30年を比較した場合、5,453人(27.0ポイント)減少しています。

人口に占める割合では、7.0ポイント減少しています。

	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年	平成30年
生産人口 (人)	20, 195	18, 682	17, 130	16, 506	14, 742
人口に占める割合(%)	61.0	59.4	57. 6	56. 7	54.0

(平成12年~平成22年国勢調査、平成26年~平成30年住民基本台帳)

#### ③ 老年人口

市の老年人口(65歳以上)は、平成12年は7,885人で人口の23.8%を占めていましたが、平成22年には8,878人で29.8%、平成30年には9,711人で35.6%と、平成12年と平成30年を比較した場合、1,826人(23.2ポイント)増加しています。

人口に占める割合では、11.8ポイント上昇しています。

	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年	平成30年
老年人口(人)	7, 885	8, 481	8,878	9, 310	9, 711
人口に占める割合(%)	23.8	26. 9	29.8	32. 0	35. 6

(平成12年~平成22年国勢調査、平成26年~平成30年住民基本台帳)

#### ④ 子どもの人口

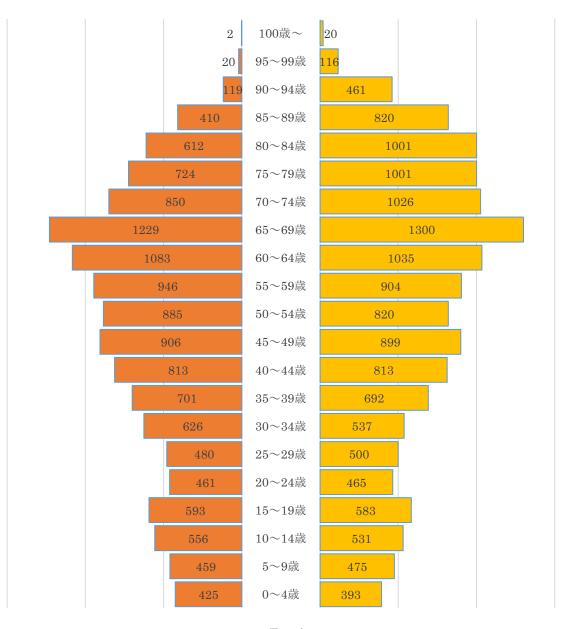
市の子どもの人口(19歳以下)は、平成12年は6,713人で人口の20.2%を占めていましたが、平成22年には4,923人で16.5%、平成30年には4,015人で14.7%と、平成12年と平成30年を比較した場合、2,698人(40.2ポイント)減少しています。

人口に占める割合では、5.5ポイント低下しています。

	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年	平成30年
子どもの人口(人)	6, 713	5, 851	4, 923	4,610	4, 015
人口に占める割合(%)	20.2	18.6	16. 5	15.8	14. 7

(平成12年~平成22年国勢調査、平成26年~平成30年住民基本台帳)

### 二戸市の人口ピラミッド



■男 ■女

(平成30年4月1日住民基本台帳より)

#### (3) 婚姻・出生の状況

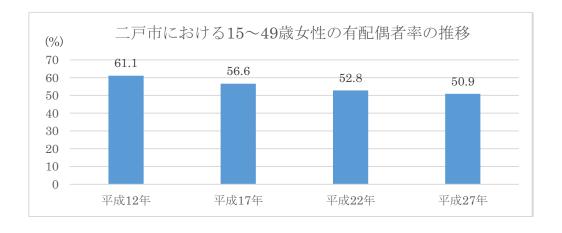
出産の時期にある女性(15歳~49歳)の人口の減少が続き、有配偶者率、出生数も減少が続いています。

#### ① 婚姻の状況

15歳から49歳までの女性の人口は、平成27年国勢調査では4,628人でうち配偶者のいる女性(有配偶者)は、2,355人(50.9%)となっています。平成17年国勢調査と比較した場合、人口が1,250人、有配偶者が973人減少し、有配偶者率(有配偶女性/15~49歳の女性)も5.7ポイント減少しています。

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
女性(15~49歳)人口 (人) ①	6, 541	5, 878	5, 180	4, 628
うち配偶者のいる者 (有配偶女性) (人)②	3, 999	3, 328	2, 737	2, 355
有配偶者率 (%) ②/①	61.1	56. 6	52.8	50. 9

(国勢調査)

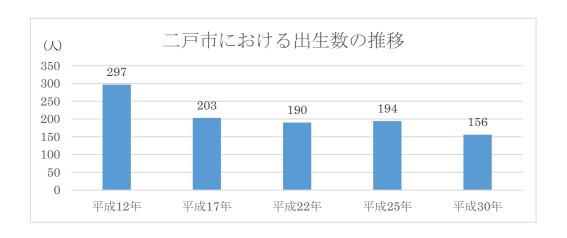


#### ② 出生の動向

出生数は、平成12年は297人、平成22年は190人、平成30年には156人と、減少を続けています。平成12年と平成30年を比較した場合、50ポイント近く(141人、47.5ポイント)減少しています。

	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年	平成30年
出生数(人)	297	203	190	194	156

(平成12年~平成22年人口動態調査、平成25年~平成30年市民課調べ)



#### 2 子育て環境の変化

#### (1) 子育て世帯の動向

子育て世帯の比率では、ひとり親世帯だけが増加傾向となっています。

#### ① 夫婦と子どもの世帯

夫婦と子どもの世帯は、平成27年の国勢調査では2,210世帯で、全体の20.8%を占めています。平成17年の国勢調査と比較した場合、222世帯(約9.1ポイント)減少しています。

#### ② ひとり親と子どもの世帯

ひとり親と子どもの世帯は、平成27年の国勢調査では1,210世帯で、全体の11.4%を占めています。平成17年の国勢調査と比較した場合、97世帯(約8.7ポイント)増加しています。

#### ③ 3世代同居の世帯

3世代同居の世帯は、平成27年の国勢調査では779世帯で、全体の7.3%を占めています。平成17年の国勢調査と比較した場合、528世帯(約40.4ポイント)減少しています。

#### 【家族類型世帯数】

(単位:世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
夫婦のみ	2, 107	2, 096	2, 078	2,063
夫婦と子ども	2, 668	2, 432	2, 310	2, 210
ひとり親と子ども	960	1, 113	1, 173	1, 210
夫婦と親	561	583	543	465
3世代同居	1, 494	1, 307	1, 057	779
単身	2, 598	2, 663	2, 789	3, 092
その他	830	846	874	818
計	11, 218	11,040	10, 824	10, 637

(国勢調査)

#### 【家族類型世帯構成比】

(単位:%)

				(十五・/0)
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
夫婦のみ	18.8	19. 0	19. 2	19. 4
夫婦と子ども	23.8	22. 0	21. 3	20.8
ひとり親と子ども	8.6	10. 1	10.8	11.4
夫婦と親	4. 9	5. 3	5. 0	4.4
3世代同居	13. 3	11.8	9.8	7. 3
単身	23. 2	24. 1	25.8	29. 0
その他	7. 4	7. 7	8. 1	7. 7
計	100.0	100.0	100.0	100.0

(国勢調査)

#### (2) 6歳未満の子どものいる世帯

6歳未満の子どものいる世帯については、構成比では3世代同居世帯の割合(18.5ポイント)の減少が著しなっています。

#### ① 夫婦と子どもの世帯

夫婦と子どもの世帯は、平成27年の国勢調査では503世帯で、全体の59.5%を占めています。平成17年の国勢調査と比較した場合、112世帯減少していますが、構成比では7.8ポイント増加しています。

このことから、この区分の世帯の核家族化が進行していることが分かります。

#### ② ひとり親と子どもの世帯

ひとり親と子どもの世帯は、平成27年の国勢調査では40世帯で、全体の4.7%を占めています。平成17年の国勢調査と比較した場合、22世帯(35.5ポイント)減少しています。

#### ③ 3世代同居の世帯

3世代同居の世帯は、平成27年の国勢調査では156世帯で、全体の18.5%を占めています。平成17年の国勢調査と比較した場合、119世帯(43.3ポイント)減少しています。

#### 【家族類型世帯数】

(単位:世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
夫婦と子ども	737	615	529	503
ひとり親と子ども	44	62	30	40
3世代同居	351	275	184	156
その他	211	237	206	146
6歳未満同居世帯計	1, 343	1, 189	949	845

(国勢調査)

#### 【家族類型世帯構成比】

(単位:%)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
夫婦と子ども	54.9	51.7	55. 7	59. 5
ひとり親と子ども	3. 3	5. 2	3. 2	4. 7
3世代同居	26. 1	23. 1	19. 4	18. 5
その他	15. 7	20.0	21. 7	17. 3
6歳未満同居世帯計	100.0	100.0	100.0	100.0

(国勢調査)

#### (3) 18歳未満の子どものいる世帯

18歳未満の子どものいる世帯についても、構成比ではひとり親世帯の増加と、3世代同居の世帯の減少が見られます。

#### ① 夫婦と子どもの世帯

夫婦と子どもの世帯は、平成27年の国勢調査では1,137世帯で、全体のほぼ半数 (49.8%) を占めています。平成17年の国勢調査と比較した場合、206世帯 (15.3ポイント) 減少しています。

#### ② ひとり親と子どもの世帯

ひとり親と子どもの世帯は、平成27年の国勢調査では233世帯で、全体の10.2%を 占めています。平成17年の国勢調査と比較した場合、57世帯(20.0ポイント)減少し ています。

#### ③ 3世代同居の世帯

3世代同居の世帯は、平成27年の国勢調査では488世帯で、全体の21.4%を占めています。平成17年の国勢調査と比較した場合、405世帯(45.4ポイント)減少しています。

#### 【家族類型世帯数】

(単位:世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
夫婦と子ども	1, 564	1, 343	1, 224	1, 137
ひとり親と子ども	235	290	244	233
3世代同居	1,077	893	646	488
その他	476	503	497	425
18歳未満同居世帯計	3, 352	3, 029	2,611	2, 283

(平成12年~平成27年国勢調査)

#### 【家族類型世帯構成比】

(単位:%)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
夫婦と子ども	46. 7	44.3	46.9	49.8
ひとり親と子ども	7.0	9.6	9.4	10. 2
3世代同居	32. 1	29. 5	24. 7	21. 4
その他	14. 2	16.6	19.0	18.6
18歳未満同居世帯計	100.0	100.0	100.0	100.0

(平成12年~平成27年国勢調査)

#### (4)保育所(※認定こども園保育部門を含む)

児童数の減少や民間保育施設の充実により、平成27年度から市立石切所保育所が 廃止され、民間保育園 1 施設が開設しました。平成30年度には、民間幼稚園 1 施設 が認定こども園となり保育部門が創設され、8 園となりました。

(単位:人)

					(-	平圧・八
年度	園数	定員	児童数	0歳	1~2歳	3歳以上
平成20年度	8	570	663	60	212	391
平成21年度	7	630	643	56	218	369
平成22年度	7	660	641	89	189	363
平成23年度	7	660	657	80	216	361
平成24年度	7	690	693	85	225	383
平成25年度	7	690	681	91	218	372
平成26年度	7	720	667	93	219	355
平成27年度	7	703	689	79	209	401
平成28年度	7	703	674	76	220	378
平成29年度	7	703	689	80	215	394
平成30年度	8	743	678	71	223	384

(各年度3月末現在 子育て支援課調べ)

※平成27年度開設の小規模保育施設は含まれていない。

#### (5)幼稚園(※認定こども園幼稚園部門を含む)

平成30年度から民間保育園1施設が認定こども園となり、幼稚園部門が創設されたことで、4園となりました。

(単位:人)

			(+12)()
年度	園数	定員	児童数
平成20年度	3	385	273
平成21年度	3	385	248
平成22年度	3	385	221
平成23年度	3	385	223
平成24年度	3	385	221
平成25年度	3	385	183
平成26年度	3	385	179
平成27年度	3	135	139
平成28年度	3	135	138
平成29年度	3	135	132
平成30年度	4	178	123

(各年度3月末現在 子育て支援課調べ)

#### (6) 認定こども園

平成21年度に民間保育園 1 施設が幼・保連携型の認定こども園の認定を受け、次いで平成23年度に1 園が、平成30年度にはさらに2 園が認定こども園に認定されました。

※下表は、上記(4)保育所、(5)幼稚園の再掲となる。

(単位:人)

年度	園数	幼稚園定員	保育所定員	定員計	児童数
平成20年度	0	0	0	0	0
平成21年度	1	100	60	160	131
平成22年度	1	100	60	160	132
平成23年度	2	280	150	430	396
平成24年度	2	280	180	460	403
平成25年度	2	280	180	460	381
平成26年度	2	280	180	460	393
平成27年度	2	125	220	345	353
平成28年度	2	125	220	345	337
平成29年度	2	125	220	345	343
平成30年度	4	178	415	593	518

(各年度3月末現在 子育て支援課調べ)

#### (7) 児童館

保育型の児童館として、平成20年度では4館設置されていましたが、入所児の減少が続き、平成25年度末をもって御返地児童館と斗米児童館の2館が廃止となりました。

その後も入所児の減少が続き、平成28年10月には金田一児童館の入所児がゼロとなり、平成28年度末をもって仁左平児童館、金田一児童館の廃止を含む、二戸市児童館条例の廃止が決定されました。

(単位:人)

年度	園数	定員	児童数
平成20年度	4	120	63
平成21年度	4	120	57
平成22年度	4	120	51
平成23年度	4	120	52
平成24年度	4	120	40
平成25年度	4	120	32
平成26年度	2	60	21
平成27年度	2	60	16
平成28年度	2	60	10
平成29年度	0	0	0

(各年度3月末現在 子育て支援課調べ)

#### (8) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

市内には、8小学校区で9施設(14支援単位)が設置されています。

平成26年度までは7施設でしたが、平成27年度に石切所第2児童クラブ、二戸西児童クラブを新設し、平成29年度には中央児童クラブの建設、仁左平児童クラブの旧仁左平児童館への移転工事を行い、平成30年度からは市内全小学校区において全学年の受け入れ態勢が整いました。

(単位: 箇所、人)

年度	開設か所数	利用児童数
平成20年度	7	248
平成21年度	7	247
平成22年度	7	239
平成23年度	7	241
平成24年度	7	266
平成25年度	7	309
平成26年度	7	277
平成27年度	9	273
平成28年度	9	296
平成29年度	9	284
平成30年度	9	298

(各年度3月末現在 子育て支援課調べ)

#### (9) 放課後子ども教室

市内6か所で開設されており、年間延べ利用児童は平成26年度の19,846人をピークに、近年は15,000人前後で推移しています。

(単位:延べ人)

年度	開設か所数	利用児童数
平成20年度	5	7, 493
平成21年度	6	7, 692
平成22年度	6	8, 174
平成23年度	6	11, 283
平成24年度	6	13, 542
平成25年度	6	17, 122
平成26年度	6	19, 846
平成27年度	6	18, 255
平成28年度	6	15, 696
平成29年度	6	16, 277
平成30年度	6	14, 585

(生涯学習課調べ)

#### 3 子ども・子育て支援事業計画策定基礎調査

#### (1)調査の概要

目 的	子ども・子育て支援事業計画の策定に必要な情報を得る7	<b>きめ</b>
形 式	アンケート形式(就学前・小学生別)	
実施期間	平成30年12月10日~12月19日	
	※ 平成31年1月11日到着分まで集計	
調査対象	① 就学前児童の保護者(延べ)	1,094件
	② 小学生の保護者(延べ)	1,131件
回収率	① 就学前児童の保護者	77. 51%
	② 就学児童の保護者	93.81%
調査の	東日本総合計画株式会社 北東北支店	
委託業者	北上市大通り3-10-27	

#### (2)子育て家庭を取り巻く環境

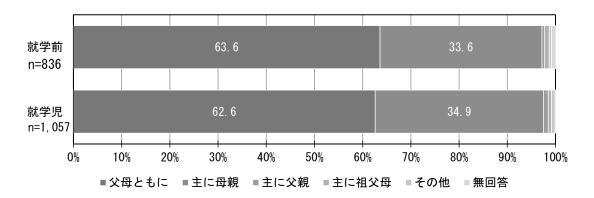
#### ① 子育て家庭の主な保育者

調査結果では、主な保育者は就学前児童では「父母ともに」(63.6%)と「主に母親」(33.6%)が大半を占め、就学児童でも同様の傾向となっています。前回調査(平成25年度)よりも、就学前児童、就学児童とも、「父母ともに」の割合が約3ポイント上昇しています。

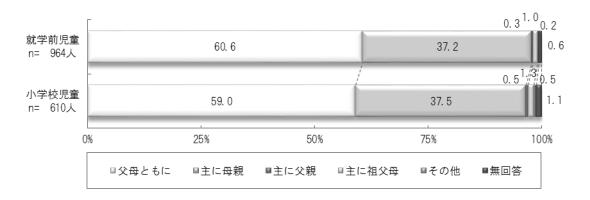
就学前児童で日常的に子育てに関わっている方は、「父母ともに」(66.4%) が最も多く、次いで「認定こども園」(39.4%) となっています。前回調査時よりも、「父母ともに」の割合が8.7ポイント上昇しています。

以上の結果から、前回調査よりも父親が子育てに協力し、夫婦共に子育てを行う状況になってきていることが分かります。

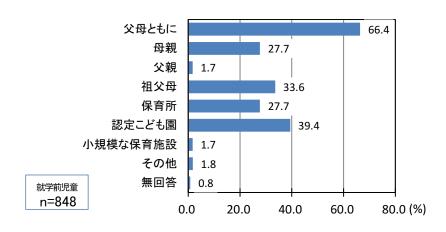
#### 《主な保育者の状況》



#### 参考:H25《主な保育者の状況》



#### 《日常的に子育てに関わっている方(施設を含む)》



#### 《子育てに影響を与える環境(施設を含む)》



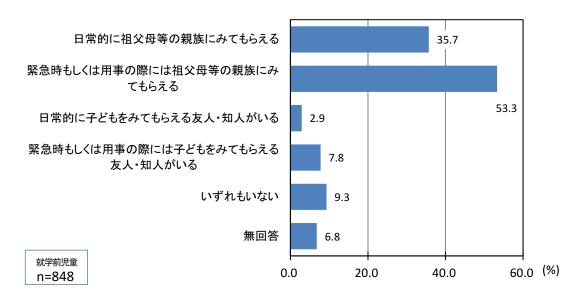
#### ③ 主な親族等の協力者の状況

主な親族等協力者の状況をみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(53.3%)が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(35.7%)の順となっています。

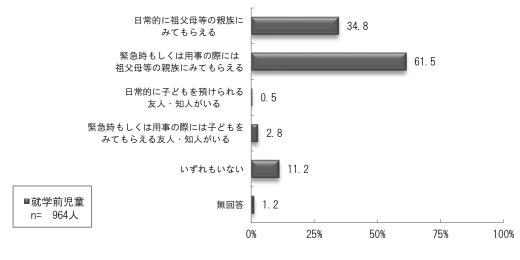
前回調査よりも、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」 が約8ポイント減少し、「友人・知人」が5ポイント増加していることから、親族 等に頼ることのできないと感じている子育て世代が、少しずつ増加しています。

祖父母等の親族に子どもをみてもらうことへの考えについて、「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」(46.7%)が、前回調査よりも10ポイント余り減少している一方で、友人・知人に預かってもらうことへの考えに対して、「友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」(50.6%)が、前回調査よりも20ポイント余り増加しています。

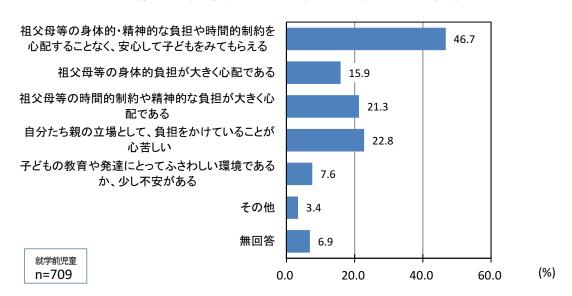
#### 《主な親族等協力者の状況》



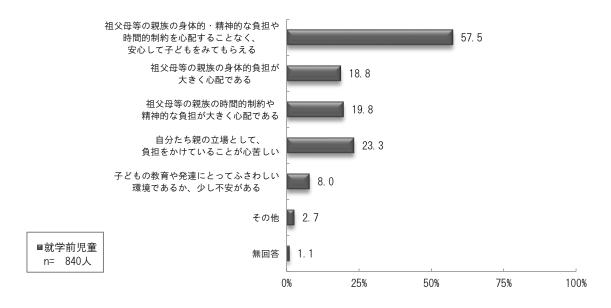
#### 参考:H25《主な親族等協力者の状況》



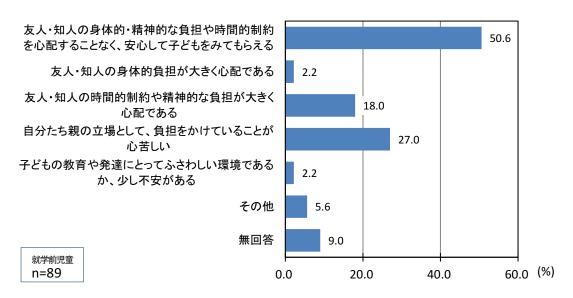
#### 《祖父母等の親族に子どもを見てもらうことへの考え》



#### 参考:H25《祖父母等の親族に子どもを見てもらうことへの考え》



《友人・知人に子どもをみてもらうことへの考え》

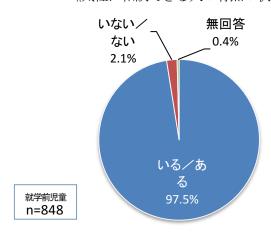


#### ④ 子育てに関する相談者の状況

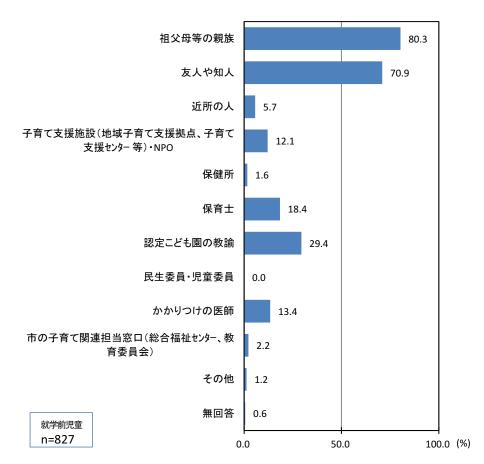
気軽に相談できる人の有無をみると、「いる/ある」(97.5%)が大半を占めています。

気軽にできる相談者の状況は、「祖父母等の親族」(80.3%)、「友人や知人」(70.9%)の順となっています。

#### 《気軽に相談できる人の有無の状況》



#### 《気軽に相談できる相談者の状況》



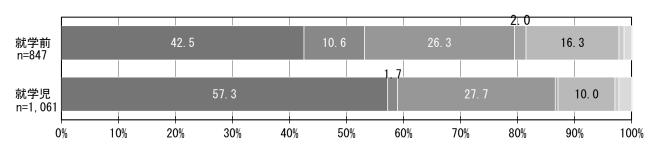
#### ⑤ 母親の就労状況

母親の就労状況をみると、就学前児童では「フルタイムで就労しており、産休・ 育休・介護休業中ではない」(42.5%)をはじめとして81.4%の方が就労し、そのう ち「産休・育休・介護休業中である」が12.6%となっています。

就学児童については「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(57.3%)が半数以上を占め、87.2%の方が就労し、そのうち「産休・育休・介護休業中である」が2.2%となっています。

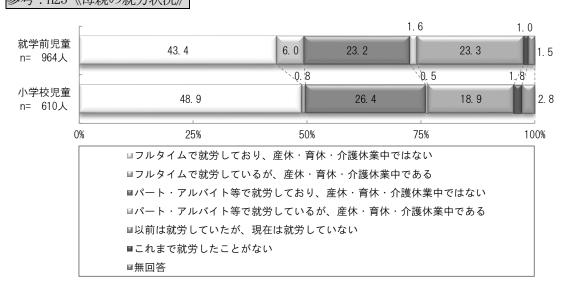
前回調査よりも、「フルタイム」が8.4%、「パート・アルバイト等」が1.2 ポイント増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が8.9 ポイント減少していることから、就学児童の母親の就労者が増加していることが分かります。

#### 《母親の就労状況》



- ■フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ■フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ■パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ■パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ■以前は就労していたが、現在は就労していない
- ■これまで就労したことがない
- ■無回答

#### 参考:H25《母親の就労状況》

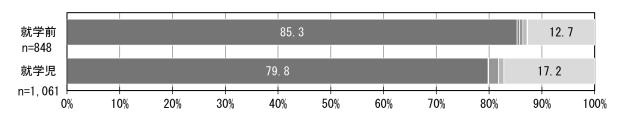


#### ⑥ 父親の就労状況

父親の就労状況は、就学前児童では「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」(85.3%)が大半を占めています。

就学児童についても「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」 (79.8%) がおよそ8割を占めています。

#### 《父親の就労状況》



- ■フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ■フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ■パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ■パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ■以前は就労していたが、現在は就労していない
- ■これまで就労したことがない
- ■無回答

#### (3) 子育て支援サービスの現状

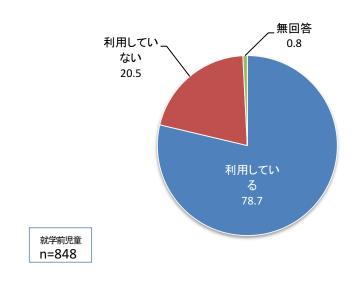
① 平日の定期的な教育・保育事業

定期的な教育・保育事業(全体)の利用状況をみると、利用している就学前児童は78.7%となっています。

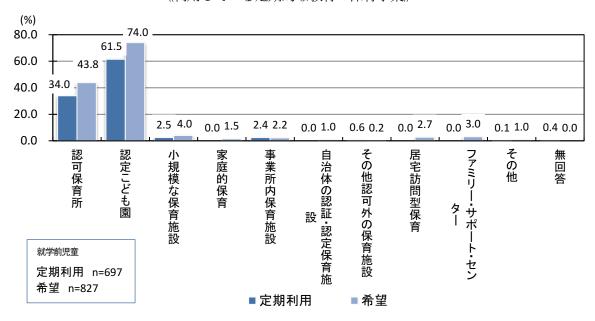
現在利用中の事業としては、「認定こども園」(61.5%)、「認可保育所」(34.0%)、「小規模な保育施設」(2.5%)の順となっています。

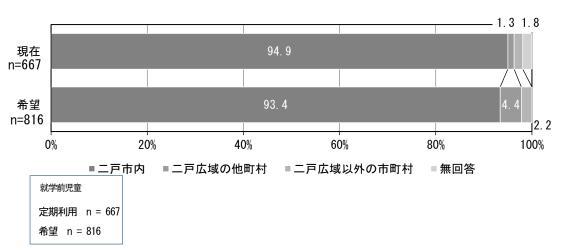
利用中の事業の実施場所は、96.7%が二戸市内となっています。

#### 《平日の定期的な教育・保育事業の利用状況》



#### 《利用している定期的な教育・保育事業》



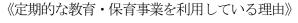


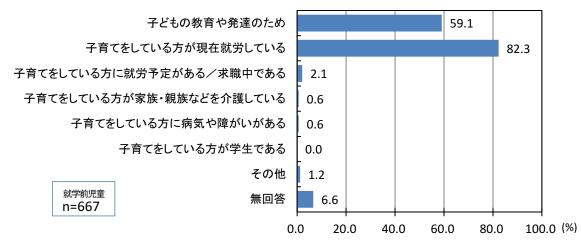
《利用している定期的な教育・保育事業の実施場所》

#### ② 定期的な教育・保育の利用理由と未利用の理由

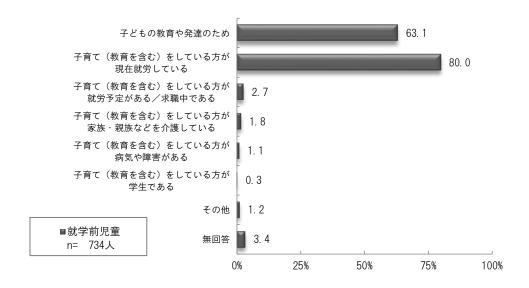
定期的な教育・保育事業を利用している理由は、「子育て(教育を含む)をしている方が現在就労している」(82.3%)、「子どもの教育や発達のため」(59.1%)の順になっており、その他の理由はごく少数となっています。前回調査よりも、「子育てをしている方が現在就労している」が2.3ポイント増加しています。

一方、利用しない理由は、「子どもがまだ小さいため」(54.0%)、「利用する必要がない」(37.4%)、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」(12.1%)の順になっています。

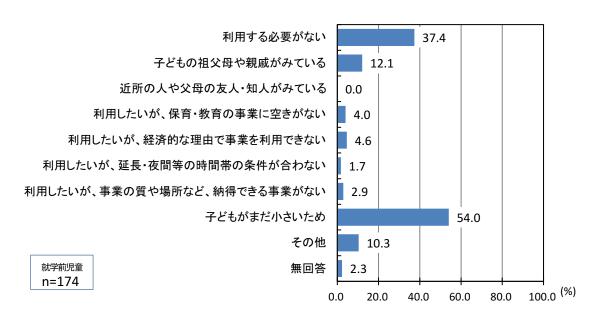




#### 参考: H25《定期的な教育・保育を利用している理由》

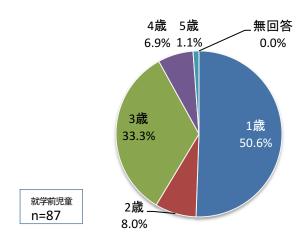


#### 《定期的な教育・保育事業を利用しない理由》



#### 《「子どもがまだ小さいため」を選択した方で定期的な教育

・保育事業の利用を希望する子どもの年齢》

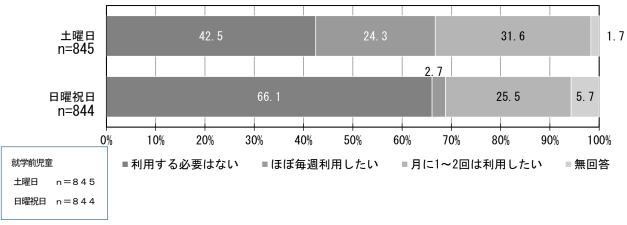


#### ③ 休日の教育・保育事業の利用意向

土曜日の利用希望は、「月に1~2回は利用したい」(31.6%)、「ほぼ毎週利用したい」(24.3%) と、55.9%の方が希望しています。

日曜・祝日の利用希望は、「月に1~2回は利用したい」(25.5%)、「ほぼ毎週利用したい」(2.7%) と、28.2%の方が希望しています。

《土曜日、日曜・祝日の利用希望》

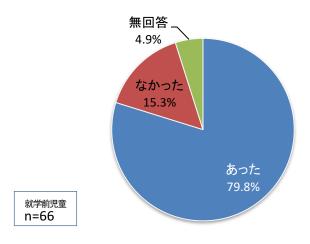


#### ④ 病児・病後児保育のニーズ

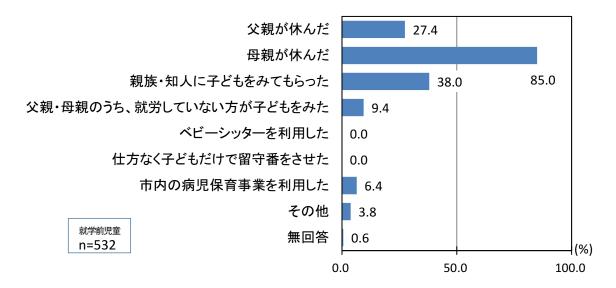
保護者の79.8%の方は、病気やケガで通常の教育・保育事業が利用できなかった体験をしています。その際の対処方法は、「母親が休んだ」(85.0%)、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」(38.0%)、「父親が休んだ」(27.4%)の順になっています。 平成30年6月に開所した市病児保育施設を利用したとの回答は6.4%となっています。

父親・母親が休んだと答えた方のうち、病児・病後児保育を利用したかったが利用しなかった理由は、33.3%の方が「利用方法が分からなかった」と答えています。また、病児・病後児保育を利用したいと思わないと答えた方の理由は、「親が仕事を休んで対応する」(67.3%)、「病児・病後児を他人に看てもらう不安」(30.6%)の順となっています。

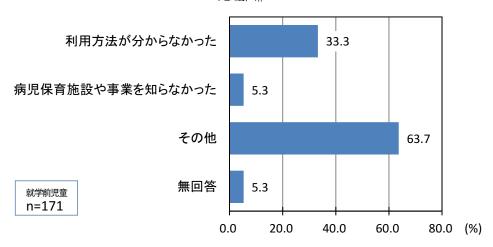
《病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無と対処方法》



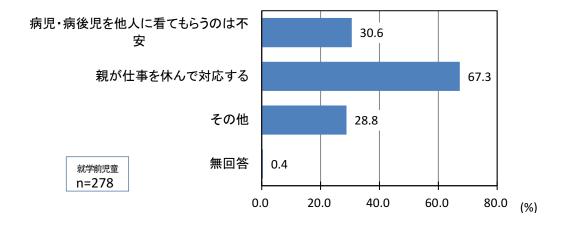
《病気やケガで通常の事業が利用できなかったことへの対処方法》



《父親・母親が休んだと答えた方のうち、病児・病後児保育を利用したかったが利用しなかった理由》



《父親・母親が休んだと答えた方のうち、病児・病後児保育を利用したいと思わない理由》

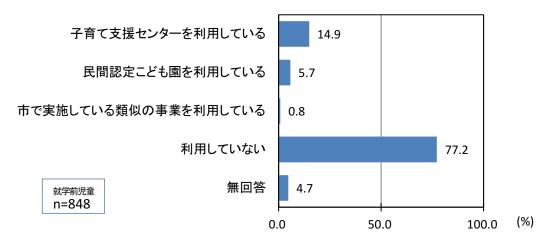


#### ⑤ 地域の子育て支援事業の現状と今後の利用意向

地域子育て支援拠点事業の利用状況は、「子育て支援センターを利用してる」(14.9%)、 「民間認定こども園」(5.7%)の順となっています。

「利用していない」が 77.2%となっていますが、前回調査では 86.9%であり、約 10 ポイント減少していることから、子育て支援センターをはじめとした地域子育て拠点事業の利用が進んでいることが分かります。

#### 《地域子育て支援拠点事業の利用状況》

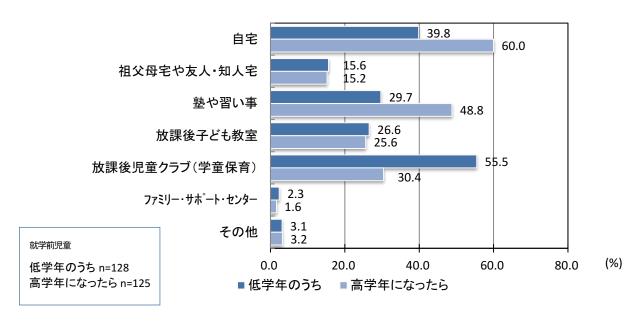


#### ⑥ 平日の放課後の過ごし方

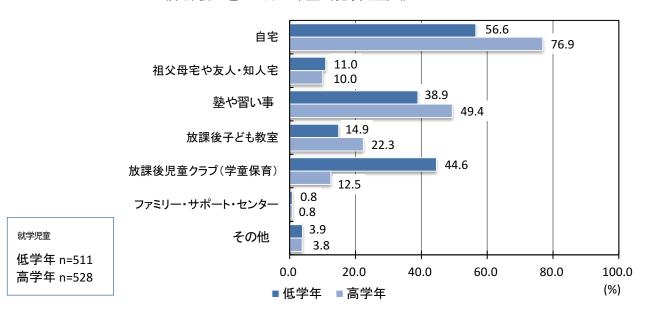
放課後の過ごし方をみると、就学前児童では小学校低学年のうちは「放課後児童クラブ」(55.5%)、「自宅」(39.8%)、「塾や習い事」(29.7%)、「放課後子ども教室」(26.6%)の順に希望しています。また、小学校高学年になると「自宅」(60.0%)、「塾や習い事」(48.8%)、「放課後児童クラブ」(30.4%)「放課後子ども教室」(25.6%)、となり、「放課後児童クラブ」が減少した反面、「自宅」と「塾や習い事」等が増加しています。

一方、就学児童での希望は、低学年は「自宅」(56.6%)、「放課後児童クラブ」(44.6%)、「塾や習い事」(38.9%)の順となり、高学年では「自宅」(76.9%)、「塾や習い事」(49.4%)、「放課後子ども教室」(22.3%)の順に希望しています。

#### 《放課後の過ごし方の希望(就学前児童)》



#### 《放課後の過ごし方の希望(就学児童)》



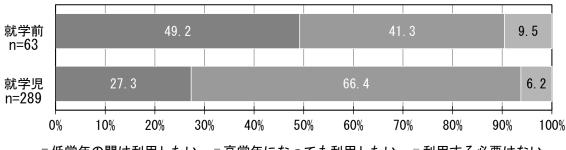
#### ⑦ 長期休業中の放課後児童クラブの利用について

長期休暇中の利用希望をみると、就学前児童では「低学年の間は利用したい」(49.2%)、「高学年になっても利用したい」(41.3%)、「利用する必要はない」(9.5%)となっています。

一方、就学児童では「低学年の間は利用したい」(27.3%)、「高学年になっても利用したい」(66.4%)、「利用する必要はない」(6.2%)となっています。

就学児童で、高学年になっても利用したい割合が大きくなっており、実際に放課 後児童クラブを利用している就学児童で、利用希望の割合が大きくなっています。

#### 《長期休業中の利用希望》

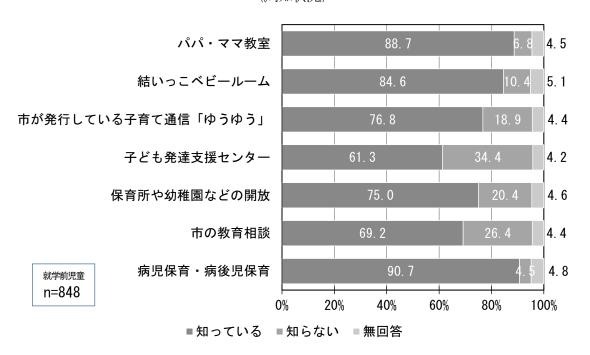


#### ⑧ 子育て支援事業の周知・利用状況について

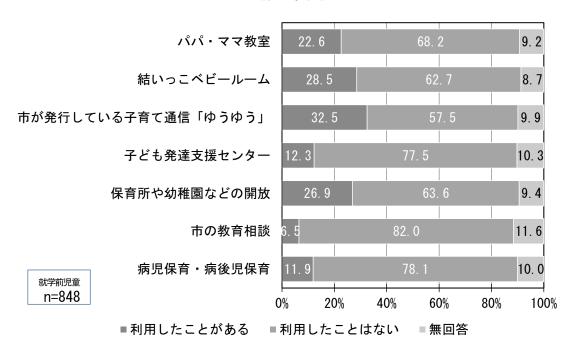
子育て支援事業の周知状況は、「病児保育・病後児保育」(90.7%)、「パパ・ママ教室」(88.7%)、「結いっこベビールーム」(84.6%)などとなっており、各事業とも認知度が高くなっています。

利用状況は、「市が発行している子育て通信"ゆうゆう"」(32.5%)、「結いっこべビールーム」(28.5%)、「保育所や幼稚園などの開放」(26.9%)となっています。

#### 《周知状況》



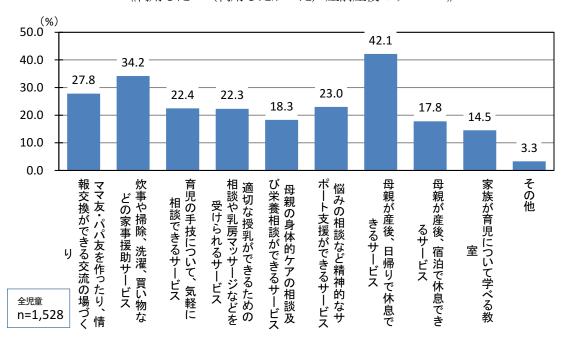
#### 《利用状況》



#### ⑨ 産前産後サービスについて

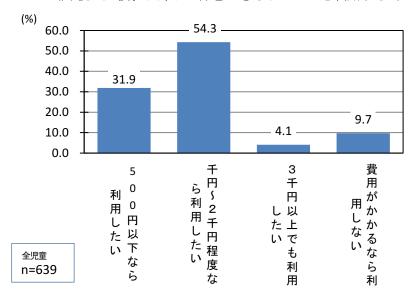
妊娠期間中から産後4ヶ月くらいまでの間に「ぜひ利用したかった」、あるいは「もし、あったらぜひ利用したい」と考える産前産後サービスについては、就学前児童、就学児童の全児童において、「母親が産後、日帰りで休息できるサービス」(42.1%)、「炊事や掃除、洗濯、買い物などの家事援助サービス」(34.2%)、「ママ友・パパ友をつくったり、情報交換ができる交流の場づくり」(27.8%)の順となっています。母親が産後、日帰りで休息できるサービスを利用する際の料金(1回の利用料金)については、「1,000円~2,000円程度」(54.3%)、「500円以下」(31.9%)となっています。

宿泊で休息できるサービスを利用する際の料金(1回の利用料金)については、「1,000円~2,000円程度」(48.9%)、「3,000円以上でも利用したい」(27.9%)となっています。

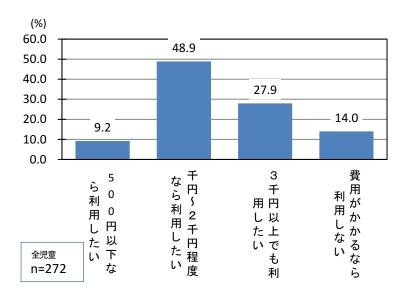


《利用したい (利用したかった) 産前産後のサービス》

《母親が産後、日帰りで休息できるサービスを利用する時の料金》



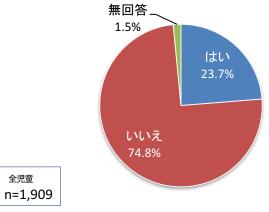
#### 《母親が産後、宿泊で休息できるサービスを利用する時の料金》



#### ⑩ 児童虐待について

児童虐待について、「児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号「189」を知っている」が23.7%であり、まだ周知が進んでいないことが分かります。 虐待の形態である「身体的虐待」「心理的虐待」等の認知度については、いずれも90%以上であり、認知が進んでいることが分かりました。

《児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号「189」を知っている》



《殴る、蹴る、激しく揺さぶる等は身体的虐待である》



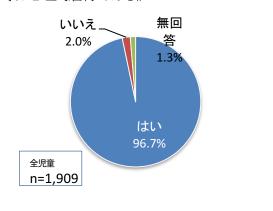
《子どもへの性的行為、性的行為を見せる 等は性的虐待である》

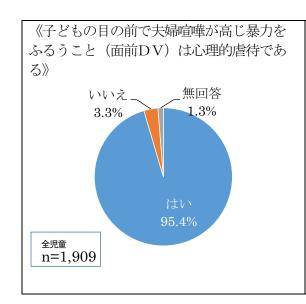


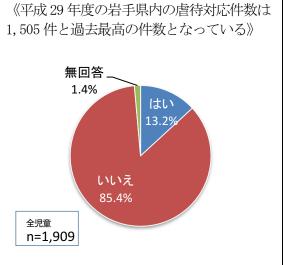
《食事を与えない、ひどく不潔なままにする等は育児放棄であり虐待である》



《言葉で脅かす、きょうだい間で差別する 等は心理的虐待である》



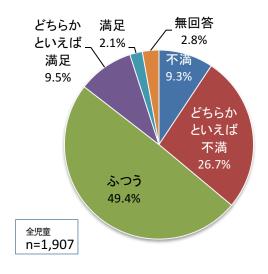




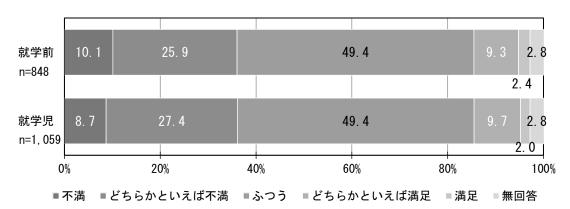
#### ① 地域の子育て支援の環境や支援への満足度ついて

地域の子育て支援の環境や支援への満足度について、「満足」(2.1%) と「どちらかと言えば満足」(9.5%) の計が11.6%、「不満」(9.3%) と「どちらかと言えば不満」(26.7%) の計が36.0%と、不満の方が20ポイント余り上回っています。

《地域の子育て支援の環境や支援への満足度の状況》



### 《地域の子育て支援の環境や支援への満足度の状況(就学前・就学児別)》



#### 4 第1期二戸市子ども・子育て支援事業計画における推進施策・事業の目標達成度

第1期二戸市子ども・子育て支援事業計画は、平成27年度(2015年度)から平成31年度(2019年度)までを計画期間とし、「子ども・家族・地域が育てあう・子どもの明るい笑顔が広がるまちづくり」を基本理念に、4つの基本目標と9の推進施策、計画を達成するための32の事業により構成されており、計画実現に向け、各種事業に取り組んできました。

その結果、取り組むべき32事業のうち、目標達成が27事業、概ね・一部達成が4事業、 未達成が1事業となりました。

基本目標及び推進施策	事業数	達成	概ね・一部 達成	未達成
① 地域における子育て支援	8	6	2	0
ア) 子育て支援サービスの充実	6	5	1	0
イ) 幼児期の教育・保育の充実と連携	2	1	1	0
② 子どものすこやかな成長に資する環境の整備	4	4	0	0
ア) 子どもや母親の健康確保	4	4	0	0
③ 職業生活と家庭生活との両立の推進	6	5	1	0
ア) 多様な保育サービス等の提供	4	4	0	0
イ) 放課後子ども総合プランの推進	2	1	1	0
④ 要保護児童へのきめ細やかな取り組みの推進	14	12	1	1
ア) 児童虐待防止対策の推進	3	2	0	1
イ) ひとり親家庭の自立支援	3	3	0	0
ウ)発達障がいや心身の発達に不安や悩みを持つ子どもの支援	4	3	1	0
エ) 障がいのある子どもへの支援	4	4	0	0
計	32	27	4	1

#### 5 第1期二戸市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価

- (1) 基本目標・推進施策別の状況
  - ① 地域における子育て支援
    - ア) 子育て支援サービスの充実
      - ・子育て支援拠点事業(子育て支援課) 主に乳幼児を持つ子育て中の親子の交流の場を提供し、孤立化の防止と不安感 の軽減を図る。
      - ⇒ 「量の見込みと提供体制」において、2箇所での実施を目標としていたが、平成31年4月時点で子育て支援センター及び2民間保育施設の3箇所での実施となっており、目標を上回る実績となっている。

また、利用者も年平均9,000人の利用となっている。【達成】

#### (参考) 年度毎の利用延べ人数

(単位:人)

	H27 年度	H28 年度	H29年度	H30年度	計
子育て支援センター	3, 898	6,603	7, 179	6, 545	24, 225
認定こども園ともいき	3, 287	1,076	1,866	1, 475	7, 704
まつのまるこども園	_	1, 547	1, 127	1, 184	3, 858
計	7, 185	9, 226	10, 172	9, 204	35, 787

- ・乳児家庭全戸訪問事業(子育て支援課、健康福祉企画課) 全ての乳児がいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把 握を行う。
- ⇒ 対象となる全ての家庭に訪問(電話対応含む)を行った。育児等の相談に応じ、 子育て支援に関する情報提供を行い、支援が必要な家庭に対して提供サービス等 を検討、関係機関との連絡調整を取りながら支援を行った。【達成】
- ・経済的負担の軽減(子育て支援課) 実施している保育料の負担軽減策のほか、教育標準時間認定の子どもの保護者 に対する負担軽減策も併せその充実に努める。
- ⇒ 国が示す「幼児教育の段階的無償化に向けた取り組み」に合わせ、平成 28 年度から毎年度、額の見直しを行い、国の示す基準に対し、約50%の市独自軽減を実施した。【達成】
- ・子育て支援情報等の提供(子育て支援課) 市で発行している「子育て支援情報」の内容充実を図るとともに、広報やホームページを活用した情報提供を推進する。
- ⇒ 年度当初に発行する「二戸市子育て支援情報」や「ゆうゆう」「おやこひろば」 等の発行や、市ホームページへの掲載、市広報への事業の掲載など、あらゆる媒 体を通して情報の発信を行った。ニーズ調査の結果では、子育て支援情報をもっ と受け取りたいとの要望があり、引き続き、改善を加えながら、情報発信を行っ ていく必要がある。【概ね達成】
  - ・相談体制の充実(子育て支援課) 地域の身近な施設で気軽に相談できるよう関係機関との連携を図り、地域の相 談体制の充実を図る。
- ⇒ 「量の見込みと提供体制」において、市内2箇所での実施を目標としており、 子育て支援センターと、担当課窓口において、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談・助言等を行った。【達成】
- ・ファミリー・サポート・センター事業(子育て支援課) 会員の相互支援組織であるファミリー・サポート・センターの設置に努める。
- ⇒ 「量の見込みと提供体制」において、計画期間内の実施を目指しており、平成 27 年 12 月から事業を開始した。

サービス提供会員の増加が、今後の課題となっている。【達成】

イ) 幼児期の教育・保育の充実と連携

- ・幼児期の教育・保育の充実と連携の推進(子育て支援課) 幼児期の教育・保育の提供体制の確保に努めるとともに、各施設及び事業者が 連携し市全体としての子育て支援の取り組みを推進する。
- ⇒ 子ども・子育て会議や、事業者との打合せを随時開催し、情報の共有・連携を とり、幼児教育・保育の提供体制の調整・確保に努めた。その結果、待機児童も 発生しなかった。【達成】
- ・保育士等の質の向上と人材確保(子育て支援課) 職員の資質向上を図るため、研修機会の確保等に努めるとともに、適切な人材 確保策の推進を図る。
- ⇒ 保育士等の資質向上を図るため、子育て支援員基本研修を実施した。人材の確保については、事業執行上差し迫った状況には無いものの、今後においても検討が必要である。【概ね達成】

#### ② 子どものすこやかな成長に資する環境の整備

- ア)子どもや母親の健康確保
  - ・妊婦健康診査(健康福祉企画課)妊婦を対象に医療機関における健康診査を行い安全な出産と母子の健康確保に努めます。
  - ⇒ 妊娠届出時に保健師等が全数面接を実施し、状況把握と妊婦一般健康診査受診 票を交付した。また、妊娠届出時の面接により特定妊婦、ハイリスク妊婦、要フォロー者を把握し、医療機関等と定期的な情報共有の場を設けるなどし、連携を 取りながらその後の支援に繋げた。【達成】
    - ・養育支援訪問事業 (健康福祉企画課) 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導助言を行う。
  - ⇒ 家庭訪問や個別相談等により把握した保護者、妊婦に対し、養育が適切に行われるよう助言・指導等の必要な支援を実施した。

現在は、妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭等に対する妊娠・出産・ 育児を迎えるための相談・支援が必要になってきている。また、出産後間もない 時期の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援を 行った。【達成】

- ・パパママ教室(健康福祉企画課) 妊婦の交流の場として仲間づくりや情報交換、学べる機会を提供する。
- ⇒ 妊婦が安心して妊娠生活を送り、安全に出産ができるよう支援した。併せて、これから子どもの父親・母親になる人同士・家族等の交流会を開催し、仲間づくりや情報交換の場を提供した。

「パパママ教室」を「ファミリー教室」と名称変更することで、父母以外の家族 等も参加できるよう改善し、子育て家庭の支援をしていくこととした。【達成】

- ・育児教室(子育て支援課、健康福祉企画課) 「結いっこベビールーム」、乳幼児健康診査の待ち時間等を利用しての「ふれあい遊び」の教室や絵本の読み聞かせを行う。
- ⇒ 父親と母親が安心して子育てができるよう、子育てについて学ぶ場や仲間づく

りの場を提供した(事故予防教室、離乳食教室等の実施)。また、乳幼児健診時に、 絵本の読み聞かせや遊びを通して、親子のふれあいの機会を作り、安心して育児 ができるよう支援した。【達成】

#### ③ 職業生活と家庭生活との両立の推進

- ア) 多様な保育サービス等の提供
  - ・時間外保育事業(延長保育事業)(子育て支援課)保護者の就労状況等に合わせ支給認定時間以外の保育を行う。
  - ⇒ 教育・保育施設の供給量を確保し、計画期間内の時間外保育事業の提供・調整 に努めたことで、利用を希望する全てに対してサービスを提供した。【達成】
  - ・一時預かり事業(子育て支援課) 保護者の疾病や冠婚葬祭、介護等により保育が困難になった場合に子どもを一 時的に預かる。
  - ⇒ 市全体の利用数は減少傾向にあり、保護者特に母親の就労形態が変化している ことが影響していると考えられる(保育必要性の認定によって、保育施設へ入所 対応となっている)。

一時預かり事業の利用を希望する全てに対してサービスを提供するとともに、 今後とも定員の確保に努める。【達成】

- ・病児保育事業(子育て支援課) 病児・病後児を対象とした保育事業を行う。
- ⇒ 「量の見込みと提供体制」において、計画期間内の開設を目指すとされていた が、平成30年6月に開所し事業を開始した。【達成】

(参考) 平成30年度 登録者数:190人 利用者数:247人

- ・障がい児保育事業(子育て支援課) 集団保育が可能な障がい児を、教育・保育施設で受け入れます。
- ⇒ 障がい児と一般児を統合保育する体制を支援するため、民間保育施設が障がい 児を受け入れるために要する経費を、市単独事業として補助した。【達成】
- イ) 放課後子ども総合プランの推進
  - ・放課後児童クラブ (子育て支援課) 放課後等に、保護者が仕事等で昼間家庭にいない児童を対象とし、適切な遊び や生活の場を与えるなどの健全育成を行う。
  - ⇒ 「量の見込みと提供体制」において、未設置となっている二戸西小学校、仁左 平小学校、御返地小学校への設置を目標としていた。また、放課後子ども教室と 一体的な運営については、二戸西小学校と、中央小学校区で整備を目標としてお り、いずれも計画期間内に実施された。特にも、平成30年4月からは、中央児童 クラブに新築開所に伴い、全小学校区・全学年の受入体制が整った。【達成】
  - ・放課後子ども教室(生涯学習課) 様々な体験活動や創作活動、スポーツ活動の場を提供し、子ども達の健やかな 成長に努める。

⇒ 放課後子ども教室の認知が進み、安心して過ごせる子どもの居場所となっている。安全管理員や、地域住民の見守りと指導のもと、異年齢交流や様々な体験活動を通して、子どもの自主性、社会性等、発達段階に応じた支援ができた。

「量の見込みと提供体制」において、二戸西小学校区及び中央小学校区で計画 期間内に実施することを目標としており、達成された。

連携型については、計画期間内にその他の学校区で実施に向けた取り組みを進めることとしていたが進んでいない。【一部達成】

(参考) 年度毎の利用延べ人数

(単位:人)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30年度
福岡子ども教室	187	313	262	428
みなわ子ども教室	5, 715	4, 849	5, 500	5, 127
斗米地域子ども教室	2, 537	2, 796	2, 329	2, 274
石切所よりみち分校	4, 694	3, 697	3, 098	2, 340
わいわいアツマランカ	959	825	1, 667	1,610
浄法寺子ども教室	4, 163	3, 216	3, 421	2,806
計	18, 255	15, 969	16, 277	14, 585

#### ④ 要保護児童へのきめ細やかな取り組みの推進

- ア) 児童虐待防止対策の推進
  - ・児童虐待に関する相談体制の整備(子育て支援課) 養育に悩む親や、見回りで見たり聞いたりした人が早期に相談できるよう、家 庭相談員を配置し、身近な相談体制の充実を図る。
  - ⇒ 家庭相談員を配置し、家庭が抱える多種多様な問題の早期発見、早期対応を図り、予防的な取り組みを行った。また、婦人相談員、母子父子自立支援員、保健師等と情報の共有を図り、より効果的な支援等を行った。【達成】
  - ・要保護児童対策地域協議会の設置(子育て支援課) 児童虐待への対応について、県、警察、教育委員会等の関係機関で構成する要 保護児童対策地域協議会を設置し、虐待の防止、早期発見、早期対応の推進を図 る。
  - ⇒ 要保護児童対策地域協議会を設置し、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を通じて、事例の状況把握や評価、支援方針やその役割分担等について、情報共有・検討を行った。代表者会議:年1回、実務者会議:年4回、個別ケース検討会議:毎月【達成】
  - ・児童虐待に関する情報の周知(子育て支援課) 「虐待」について周知、啓発を図ります。
  - ⇒ ニーズ調査の実施結果では、身体的虐待や育児放棄(ネグレクト)、心理的虐待等、どのようなケースが虐待に当たるかについての保護者認識は、いずれも95%を超えていたが、児童相談所に通告する全国共通ダイヤル189(イチハヤク)の認知度は、健康フェスティバル等で、チラシやオレンジリボンの配布による啓発を行っているものの、23.7%と低率であった。

今後においても、普及啓発を図っていく必要性がある。【未達成】

#### イ) ひとり親家庭の自立支援

- ・ひとり親家庭に対する相談体制の充実(子育て支援課) ひとり親家庭の自立を支援するため、婦人相談員による関係機関と連携した相談を行う。
- ⇒ 婦人相談員1名を配置し、複雑多様化する相談内容に対し、適切な指導・支援を行った。また、平成29年度からは、母子父子自立支援員を配置し、家庭相談員、保健師も含めた、情報の共有を図りながら、相談対応を実施した。【達成】
- ・子育てや生活に関する支援(子育て支援課) ひとり親家庭の生活基盤を安定させ、社会的、経済的自立を支援するため、児 童扶養手当制度や福祉資金貸付制度等の普及啓発を行う。
- ⇒ ひとり親家庭の自立を支援するため、平成29年度から母子父子自立支援員を配置し、福祉資金貸付制度の実施や、就労支援を行った。また、婦人相談員、家庭相談員、保健師とも情報共有を図りながら、支援を実施した。【達成】
  - ・就労支援(子育て支援課) 就労に関する情報提供を行う。また、事業主に対する奨励金等の情報提供に努 める。
- ⇒ ひとり親家庭の自立を支援するため、平成29年度から母子父子自立支援員を配置し、福祉資金貸付制度の実施や、就労支援を行った。また、婦人相談員、家庭相談員、保健師とも情報共有を図りながら、支援を実施した。【達成】
- ウ) 発達障がいや心身の発達に不安や悩みを持つ子どもの支援
  - ・発達障がいに対する理解の促進(こども発達支援センター) 広報などを活用し、市民の発達障がいに対する理解を図る。
  - ⇒ 有識者による講演会等を実施し、市民に対して発達障がいの理解を深める機会を提供した。市民に対しての発達障がいの理解促進のための啓発等については、 実施の仕方等について、今後においても検討が必要である。【概ね達成】
  - ・支援者の資質向上(こども発達支援センター) 教員や保育士等を対象に具体的な対応方法や指導方法について学習する機会 を提供します。また、支援を必要とする子どもが在籍する保育所等を訪問し、具 体的な支援方法や指導内容の改善について相談支援する。
- ⇒ 有識者による講演会等を実施し、市民に対して発達障がいの理解を深める機会を提供した。市民に対しての発達障がいの理解促進のための啓発等については、 実施の仕方等について、今後においても検討が必要である。【達成】
  - ・発達相談支援の充実(こども発達支援センター) 発達障がいを早期に発見し、適切な対応をするために、幼児健診での発達相談 や5歳児発達相談を実施する。また、早期発達支援教室を開催し、子どもの発達 を支援する。
- ⇒ 5歳児発達支援教室及び、早期発達支援教室を実施することで、就学前児童の 発達を確認し、健やかな発育・発達を支援した。特に早期発達支援教室は、3歳

児、4歳児、5歳児の年齢に応じた教室を開催するとともに、平成30年度からは、 開催回数を各教室年10回だったものを20回に増やすことで、利用者がより利用 しやすい環境を整えた。【達成】

- ・個別支援ファイルの作成(こども発達支援センター) 乳幼児期からの子どもの様子や支援の内容を個別支援ファイルにまとめ、就学 先や保育所等に引き継ぐ。
- ⇒ 早期発達支援教室や5歳児発達相談に参加している子どもについて、発育状況 や今後の発育支援に向けた内容をまとめた「個別支援ファイル」を作成し、教育 委員会を通して入学を予定している小学校へ情報提供することで、子どもの円滑 な就学と入学後の学校生活につなげた。【達成】

#### エ) 障がいのある子どもへの支援

- ・母子保健事業の推進(健康福祉企画課) 乳幼児期に異常の有無を早期発見し、障がい等に応じた適切な療育支援につな げるため、乳幼児健康診査などの母子保健事業の充実を図る。
- ⇒ 乳幼児の健康の保持増進のために、異常の有無を早期に確認するなど乳幼児健康診査を実施している中で、成長・発達にあわせた保健指導、発達相談をしていく必要があり、そのため、乳幼児健康診査において保健師・助産師による相談業務に加え、発達支援相談員等を配置し、健康診査の場においてすぐに相談できるような働きかけを行った。【達成】
  - ・障がい児相談支援(福祉課) 障がい児に関するサービス利用計画を作成し、ニーズに基づききめ細かく支援する。
- ⇒ 利用者の増加とともに新規の相談支援事業所も増えていることから(市内3箇所)、サービス利用につながりやすい体制が構築され、よりきめ細かい支援体制が整えられた。【達成】
  - ・ 障がい児通所給付(福祉課)

発達上の問題を抱える子ども一人ひとりに障がい児通所支援サービスを通して発達を支援する。(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、 医療型児童発達支援)

⇒ 利用者の増加とともに新規の相談支援事業所も増えていることから(児童発達支援、放課後等デイサービス等、市内6事業所)、サービス利用につながりやすい体制が構築され、よりきめ細かい支援体制が整えられた。【達成】

(参考) 年度毎の利用延べ人数

(単位:人)

	H27 年度	H28年度	H29 年度	H30 年度	計
児童発達支援	150	132	117	141	540
放課後等デイサービス	642	873	1, 148	1, 041	3, 704
保育所等訪問支援	63	50	53	61	227
計	855	1, 055	1, 318	1, 243	4, 471

- ・障がい児保育事業(子育て支援課) 集団保育が可能な障がい児を、教育・保育施設で受け入れできる体制づくりに 努める。
- ⇒ 心身に障がいを有する児童を、健常児との集団保育を行う、「障がい児保育事業」 を、平成27年度から実施した。

障がい児と健常児が、お互いの理解を深め、成長を促進し、児童福祉の向上を 図ることができた。【達成】

#### (2) 子育て会議の評価

子育て会議において、本計画の策定に先立ち「第1期二戸市子ども・子育て支援事業 計画」の評価を実施しました。

#### 《総評》

第1期二戸市子ども・子育て支援事業計画は、4つの基本目標、9つの推進施策、32の事業から成り立っています。

32 事業の内、目標達成が27 事業、概ね達成が3 事業、一部達成が1 事業、未達成が1 事業となりました。

一部達成は「放課後子ども教室事業」でしたが、「量の見込みと提供体制」において、 二戸西小学校区及び中央小学校区で計画期間内に一体型を実施することを目標として おり達成されました。

連携型については、計画期間内にその他の学校区で実施に向けた取り組みを進めることとしていましたが、現時点では進んでおりません。「児童クラブ」は利用料金が発生し「子ども教室」は誰でも参加できるといった違いがあり、「おやつ」の有無等の違いもあります。また学校区によって、校舎内に児童クラブがあったり、別の建物だったりと成り立ちもそれぞれ違います。今後も実施の可能性について、教育委員会と検討をしていく必要があります。

未達成は「児童虐待に関する情報の周知」であり、子ども・子育て支援事業計画策定基礎調査の結果では、身体的虐待や育児放棄(ネグレクト)、心理的虐待等、どのようなケースが虐待に当たるかについての保護者認識は、いずれも95%を超えていましたが、児童相談所に通告する全国共通ダイヤル189(イチハヤク)の認知度は、健康フェスティバル等で、チラシやオレンジリボンの配布による啓発を行っているものの、23.7%と低率でした。このため、今後においてもチラシの配布等、様々な場面において工夫しながら、189の周知に努めていく必要があります。

その他、児童虐待に関連して、件数は増えていないものの、ひとつひとつの案件が多様で複雑化しているいため、今後においても関係機関と連携を密にして、きめ細やかに対応していくことが必要です。

全体としては、目標としていた事業のほとんどが達成されています。現在実施している事業については今後も継続して実施するとともに、事業内容の改善や充実を図り、働く親が安心して子どもを生み、喜びを感じながら子育てできる環境づくりを総合的に進める取り組みを行っていく必要があります。

#### 6 二戸市の課題

子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の結果から、本市の子育て支援事業に関して 以下のとおりの課題がありました。

#### 【課題1】子育て支援情報等の提供体制や相談体制の強化が必要(情報提供・相談体制)

本市が実施している子育て支援事業(病児保育事業、パパ・ママ教室、子育て通信の発行等)については、いずれも半数を超える子育て世代が認知していることがニーズ調査で分かっています。しかしながら、それら事業等の利用状況や今後の利用意向については、必ずしも高くないものとなっていることから、各種子育て支援事業の周知内容をより分かりやすくする等、工夫する必要があります。

また、管内周辺町村と比べ、仕事の転勤等による子育て世代の転出入が多いことから、 転入の際に、本市で実施している子育て支援施策や各種健診、親子の交流場所や遊び場等 の情報を的確に提供し、実際に利用してもらうことが必要となっています。

子育てに関する相談体制については、妊産婦などの母子保健については保健師が、子育て中の親については保健師に加え保育士や各種相談員が対応しています。しかしながら、核家族化の進行や、価値観の多様化等、社会状況の変化によって、相談内容も複雑化、多様化しており、相談窓口もプライバシーがしっかりと守られ、相談しやすい環境を整えることが必要となっています。

## 【課題2】働く母親の増加や共働き世帯の増加に対応した子育て支援施策が必要(働く母親・共働き世帯の増加)

本市においても働く母親が増加しています。

働く母親の割合は、平成25年度調査では就学前児童が66.6%、就学児童が75.3%でしたが、平成30年度調査では就学前児童が+2.2ポイントの68.8%、就学児童が+9.7ポイントの85.0%と、いずれも増加しています。また、勤務形態でも、フルタイム、パートタイムとも増加している傾向にあります。

子どもの出生数の減少傾向は続いていますが、子どもが小さい時期から働く女性が増えているため、保育施設等の利用者数の推移は出生数の減少に比例した状況とはなっていません。

これらのことから、特に3歳未満児の保育施設の受入体制を今後数年間は維持・確保することが必要であり、就学児童にあっては放課後児童クラブの受入体制を維持・確保するとともに利用時間の見直しも視野に入れた検討が必要となっています。

また、多様な働き方、家庭形態に応じた様々な保育サービスを充実させていく必要があります。

## 【課題3】妊産婦や子育て世代を支援する子育て支援施策が必要(安心して出産、子育てができる)

核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化等により、家族や地域の中で子育ての知恵や経験を共有することが難しく、周囲の手助けを求めにくくなっている状況にあり、また、男性の子育てへの関わりが少ないこともあって、子育てが孤立化し、不安感・負担感を感じる母親が多くなっています。また、様々な事情を抱え、配偶者やパートナー、親に頼ることのできない妊産婦も少なからずいる状況となっています。

このため、安心して子どもを産み、健やかに子どもを育てるために、妊娠から出産、子育てにわたる切れ目のない継続的な支援が必要となっています。

これらのことから、妊娠・出産、子育てに関する悩みなどに対して、保健師や保育士、各種の相談員や地域の民生委員、子育てを経験したシニア世代等、様々な人的資源を活用して相談支援を行う必要があり、地域子育て支援拠点を核とした、親同士の交流や仲間づくりを促すことによって、孤立感や不安感を軽減し、安心して育児に臨めるようなサポートが必要となっています。

また、産前・産後をサポートするため、訪問活動や電話相談、メールによる相談、妊産婦が休息できる機会の提供や、身体的・心理的ケア、乳房ケア、育児手技の指導・相談等について、充実を図る必要があります。

その他、ひとり親家庭については、子育てと仕事をひとりで担わなければならないという負担感があり、経済的にも厳しい家庭が多く、相談支援や経済的自立に向けた支援を充実させていく必要があります。

### 【課題4】要保護児童等へのきめ細やかな支援の強化が必要(児童虐待防止、特定妊婦対策)

本市においては、児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあるとは言えませんが、案件が多種多様化し、複雑なケースが増えています。

また、母親の多くが、妊娠・出産、育児にわたる様々な場面において不安や悩みを抱えたり、家庭環境や、配偶者・パートナーとの関係にリスクや複雑な事情を抱えている等、 出産後の育児が困難と予想される妊婦(特定妊婦)が増えています。

このため、子どもや家庭、妊産婦等に対する実情の把握や支援に関する情報共有、相談体制を強化することが必要となっています。

また、障がいのある子やその家庭に対しては、身近な地域による支援や関係機関との連携による支援を引き続き実施するとともに、児童発達支援センターの設置に向けた取り組みを進める必要があります。

#### 【課題5】子育て世代の満足度が高まる子育て支援施策が必要(経済的負担軽減)

妊娠から出産、乳幼児期から就学期にわたるまでの子育てにかかる費用は、保育や教育、医療等、様々な分野にわたっており、次代を担う子ども達を育てる世帯への経済的支援は必要不可欠のものであり、負担軽減へのニーズも高いものとなっています。

また、ひとり親世帯や障がいのある子どものいる世帯は、社会的・経済的に不安定な状況に置かれていることも多く、特にも母子世帯の母親は、就業の面において不利な状況にあり、生活も厳しいものとなっています。生活面においても、子育てと生計を保つことを一人で行わなければならず、周囲に相談する相手も少ないことが多いため、様々な面においても、負担感や不安感、孤立感を抱えやすい状況となっています。

子育て世帯の経済的負担等を軽減し、安心して子どもを産み育てることができるよう、 保育料や医療費をはじめとした経済的負担に対する支援について、確実な制度の利用と、 制度そのものの拡充について、検討を進める必要があります。

## 第3章

計画の基本理念と基本目標

#### 1 基本理念

核家族化の進行や価値観の多様化が進行する現在、結婚や出産に対する意識も変化し、晩婚化や出生率の低下によって少子化も進行しています。また、そのことによって、世帯構成の変化や地域とのつながりの希薄化、共働き世帯の増加など、子どもや子育てをする親、家庭を取り巻く環境も変容しており、妊娠や出産、子育てに対する不安感や負担感、孤立感を和らげる支援が必要となっています。

そのような状況にあって、次代を担う子どもたちは、二戸市の大切な「宝」です。

子育では、子どもを大きく成長させていく過程において、子どもだけでなく親も成長してく必要がありますが、はじめから立派な親がいるわけではありません。子どもの成長を喜びとしたり、苦労して子育てしたりしながら、地域や親同士が繋がり関わり合うことで、親自身も成長していきます。母親や父親が、周囲の様々な人と一緒に子どもを育て、親として育っていくことで人間としても成長し、子どもも安心感や満足感を感じながら育っていきます。

親と子の成長を地域社会全体で支えるという考えのもと、地域の子育てを支援する親によるネットワークや地域のボランティア、認定こども園や保育所等を中心とした親のネットワーク、公民館や学校等における子育てサークル、行政による子育てに関する学習機会や情報の提供、相談体制の整備等様々な支援策が進められています。

子育ては、母親や父親、その他の保護者に第一義的責任がありますが、地域社会全体が子育てを応援し支援していく体制づくりが重要であり、すべての子どもが健やかに育っていける環境づくりを総合的に進めていくため、本計画の基本理念を「子どもも親も共に成長し 地域みんなで支え合う 安心と喜びを感じる子育てのまち にのへ」とします。

#### 2 計画の基本目標

計画の基本理念に基づき、子どもや子育てに関する各分野の支援策を推進していくために、次の3項目を基本目標(めざす姿)として定めます。

#### (1) 地域みんなが支える子どもと子育て環境づくり

次代を担う子どもたちは、二戸市の「宝」であり「希望」です。地域や住民、企業や団体、行政等、社会を構成するあらゆる者が、子どもや子育て支援について、関心と理解、知識を深めるとともに、それぞれが連携、協力し合いながら、できることを役割分担していくことが必要です。

子育て支援に関する様々な社会資源を、有効に活用しながら、地域及び社会全体で、子ども・子育てを支援する環境づくりを目指します。

また、子育てと仕事、家庭と仕事が両立できるよう、ワークライフバランスを実現するための環境づくりを目指します。

#### (2) 安心して子どもを産み 喜びを感じて育てられる環境づくり

安心して子育てをするためには、妊娠期から出産、乳幼児、幼児期、就学後までに わたっての継続的な支援が必要です。

そのために、保健や福祉、医療や教育機関等が連携を強化しながら、子どもの発達 過程に応じたきめ細やかな支援や、子育てや教育等に関する情報提供を適切に行って いくことが必要となります。 また、親が子どもと子育てに真剣に向き合うことで、子育ての喜び、子どもの成長の喜びに生きがいを感じ、子育てをするなかで親も共に成長していくことができます。そのために、母子等の健康確保と育児に対する不安の軽減、ひとり親家庭への支援を充実させることで、喜びを感じながら子育てできる環境づくり目指します。

#### (3) 子どもの健やかな成長を支える環境づくり

子どもが健康でたくましく成長していくためには、子どもの成長に応じた教育・保 育の充実と、必要とされる子育て支援施策を充実させていくことが重要です。

そのためには、認定子ども園や保育所、放課後児童クラブ等がサービスの質と量を 確保しつつ提供していくことが重要です。

また、いじめ問題や児童虐待が社会的な問題となっている現在の状況において、子どもの権利を守る施策を展開するとともに、障がいのある子どもを持つ家庭への支援や保護、支援を必要とする子どもへのきめ細やかな対応を推進することで、すべての子どもが健やかに成長できる環境づくりを目指します。

## 第4章

子ども・子育て支援の施策展開

#### 1 制度の事業体系

制度は、「給付」と「事業」により構成されています。令和元年 10 月からは「幼児教育・保育の無償化」の制度が始まり、「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

#### (1) 子どものための教育・保育給付

#### ① 施設型給付費

施設型給付費の対象は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」といった教育・保育施設となります。

- ・満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対する給付(1号認定子ども、2号認定子どもの保育に対する給付)
- ・満3歳未満児の保護者の就労時間に応じた保育に対する給付(3号認定子どもの保育に対する給付)

#### ② 地域型保育給付費

地域型保育給付費の対象は、保育所より少人数の単位で、0から2歳の子ども を保育する市町村による認可を受けた施設となります。

- ・家庭的保育:家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を愛称にきめ細やかな保育を行う。
- ・小規模保育:少人数(定員6~19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う。
- ・事業所内保育:会社の事業所の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもを 一緒に保育する。
- ・居宅訪問型保育:障がい・疾患等で個別ケアが必要な場合や、施設がなくなった 地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅1対 1の保育を行う。

#### (2) 地域子ども・子育て支援事業

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度は、社会保障・税一体改革の一項目として、消費税率の引上げによる財源の一部を得て実施されたものであり、平成27年4月から施行されました。

新制度では、質の高い教育・保育の提供とともに、地域に根差した総合的な子育て 支援体制の充実を図ることとしています。

本市においても、国の定める13事業を必要に応じて実施することで、地域の子ども・子育て支援に取り組んでいきます。

#### ① 利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### ② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

#### ③ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康 状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に 必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

⑥ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))です。

- ① 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業) 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり 等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援 助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
- ⑧ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

⑨ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

⑩ 病児保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

① 放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

② 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

(3) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

#### (3) 子育てのための施設等利用給付

#### ① 施設等利用費

令和元年10月1日から施行された「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」では、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する措置が講じられました(「子育てのための施設等利用給付」の創設)。

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象としています。

#### 子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援(第1条) その他の子ども及び子どもを養育している者 子ども・子育て支援給付(第8条) に必要な支援 仕事・子育で両立支 子育てのための施設等利用給付 地域子ども・子育て 子どものための教育・保育給付 援事業(第4章の2) 支援事業(第4章) (第2章第4節、第3章第2節) (第2章第3節、第3章第1節) 仕事と子育ての 幼稚園<未移行>、認可外保育施設 地域の実情に応じた 認定こども園・幼稚園・保育所・小規模 両立支援 保育等に係る共通の財政支援 預かり保育等の利用に係る支援 子育て支援 施設型給付費 施設等利用費 企業主導型保育 利用者支援事業 事業 ・地域子育て支援拠点事業 ⇒事業所内保育を主 一時預かり事業 <u>幼稚園<未移行></u> 認定こども園 0~5歳 ·乳児家庭全戸訪問事業 軸とした企業主導型 (第7条第10項第2号) の多様な就労形態 ·養育支援訪問事業等 幼保連携型 に対応した保育 子育て短期支援事業 サービスの拡大を 特別支援学校 子育て援助活動支援事業 ※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度 支援(整備費、運営 (ファミリー・サホート・センター事業) (第7条第10項第3号) 費の助成) 改善を実施 延長保育事業 預かり保育事業 病児保育事業 ・企業主導型ベビー (第7条第10項第5号) 幼稚園型 保育所型 放課後児童クラブ 裁量型 シッター利用者支 援事業 妊婦健診 認可外保育施設等 ⇒繁忙期の残業や 幼稚園 保育所 実費徴収に係る補足給付 (第7条第10項第4号、6号~8号) 夜勤等の多様な働 0~5歳 3~5歳 を行う事業 き方をしている労働 ·認可外保育施設 (幼稚園〈未移行〉における 者が、低廉な価格 ※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市 ・一時預かり事業 低所得者世帯等の子ども でベビーシッター派 町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、 ·病児保育事業 の食材費(副食費)に対す 委託費を支弁 遣サービスを利用 子育て援助活動支援事業 る助成(第59条第3号口)) (ファミリー・サポート・センター事業) できるよう支援 多様な事業者の参入促進・ 地域型保育給付費 能力活用事業 小規模保育、家庭的保育、 ※ 認定こども園(国立・公立大学法人 居宅訪問型保育、事業所内保育 立)も対象(第7条第10項第1号) 市町村主体 国主体

上図:厚生労働省ホームページより

# 第5章

目標実現のための取り組み

#### 1 地域みんなが支える子どもと子育て環境づくり

#### 【推進施策1】 地域における子ども・子育て支援の充実

#### 《現状と課題》

本市においても、少子化、核家族化は進行しています。

子どもの人口 (19歳以下) は、平成 12年は 6,713人でしたが、平成 30年には 4,015人と約 2,700人減少しており、約 40ポイント減少しています。また、人口に占 める年少人口 (0歳から 14歳) の割合は、平成 12年は 15.1%でしたが、平成 30年には 10.4%と約 5ポイント減少しています。

少子化や核家族化の進行によって、地域のつながりも希薄化しており、今まで子育 て家庭が日常的に享受していた近隣住民や親族からの支援や助言等も少なくなり、子育てをする力を高めることが難しくなります。

子育てをしている保護者は、孤立感や不安感、負担感を感じやすい環境にあるなかで日々の子育てを行なっていることも多く、このようなことが家庭内の問題、夫婦間の問題(DV等)、世代間の問題、児童虐待に進展する恐れもあります。

#### 《今後の方向性》

次の世代を担う子どもたちと、すべての子育て家庭の支援をしていく観点から、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

また、各種の子育て支援サービスや保育事業を身近に利用できる体制やそのための 情報の提供、相談体制の充実を図るため、市子育て支援センターや地域子育て支援事 業委託者等と連携強化を推進します。

全国的に増えている子ども食堂の設置については、民間事業者等が主体となって取り組みを進めるための支援をして参ります。

No.	事業名等	事業内容	担当課
1	地域子育て支援拠点事業	乳幼児のいる子育で中の親子へ交流の場 を提供し、育児に対する孤立化の防止と不 安感の軽減を図る。	子育て支援課
2	子育て支援センター運営事業	親子が集い交流できる場を提供するとと もに、気軽に相談できる体制を整え、子育 て支援の拠点施設として設置、運営する。	子育て支援課
3	乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に 関する情報提供や養育環境の把握を行い、 子育てを支援する。	健康福祉企画課 子育て支援課

4	子どもの居場所づくり推	民間事業者等が主体となった子ども食堂	子育て支援課
	進事業	等の取り組みを支援する。	政策推進課
5	思春期保健対策の推進	市内各中学校に対して、子どもや家庭、 いのちの大切さについて理解を深めるため の思春期保健に関する講座等を実施する。	子育て支援課 教育企画課

#### 【推進施策2】仕事と家庭生活の両立支援の推進

#### 《現状と課題》

女性の社会進出や就労形態の多様化、核家族化の進行等により、生まれる子どもの数は減少しているものの、産後の早い時期から子どもを保育施設に預け働きだす女性が増加しています。そのため、保育サービスに対するニーズも多様化しており、各種の保育サービス、子育て支援サービスも変化させ、充実させていくことが必要となっています。

本市の母親の就労状況(フルタイムとパート・アルバイト等を合わせた)は、平成25年度が就学前児童は66.6%、就学児童は75.3%だったものが、平成30年度は就学前児童が68.8%、就学児童が85.0%と、いずれも増加しており、子育て中の母親の就労割合が増加していることが分かります。

また、多様な働き方をしている家庭が増えていることから、就労時間や休日の取り方等、仕事と家庭生活とのバランスがとれるような雇用環境が必要となっています。

#### 《今後の方向性》

仕事と家庭生活の両立を総合的に支援するため、多様化する保育サービス、子育て 支援サービスに対する施策の充実や利便性の向上を推進します。

また、子育て世代が働きやすい環境が推進されるよう、関係機関と連携しながら、 事業所等での子育て支援の推進や育児休業制度、再就職制度の普及にむけて、啓発活動に努めて参ります。

No.	事業名等	事業内容	担当課
1	時間外保育事業 (延長保育事業)	保護者の就労状況等に合わせ、支給認定 時間以外の保育を行う。	子育て支援課
2	一時預かり事業	保護者の疾病や冠婚葬祭、介護等により 保育が困難になった場合に、子どもを一時 的に預かり保育を行う。	子育て支援課

3	病児保育事業	病児・病後児を対象とした保育事業を行う。 また、利用の普及や、より利用しやすい 環境整備を図る。	子育て支援課
4	ファミリー・サポート・センター運営事業	児童の預かりの援助を受けることを希望する者(依頼会員)と当該援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に対し、連絡、調整を行う。	子育て支援課
5	ワークライフバランスの 推進に向けた取り組み	仕事と子育て(家庭)の両立に積極的に 取り組む企業の増加に向けた取り組みを推 進する。	子育て支援課 商工観光流通課
6	職業安定所等との連携	職業安定所等、関係機関と連携を図り、 産後の再就職や子育て家庭の再就職を支援 する。	子育て支援課 商工観光流通課

#### 【推進施策3】子育てを応援する体制づくりの推進(放課後子ども総合プランの推進)

#### 《現状と課題》

本市においても、女性の就業割合が上昇していることから、子育て世代の子育てを 支援するため、すべての児童が、放課後や夏休み、冬休み等の長期休み中、安全・安 心に過ごせる場所が必要となっています。

本市の放課後児童クラブは、平成29年度に中央児童クラブの新築移転工事を行ったことで、平成30年度当初から市内全小学校区、全学年の児童が、放課後児童クラブを利用できる環境が整っております。仁左平児童クラブについても、平成29年度当初に、旧仁左平児童館を改修し放課後児童クラブとして整備したことで、より小学校に近く利用しやすい環境に整えました。

放課後子ども教室については、市内6箇所(福岡小、石切所小、中央小、二戸西小、アツマランカ(金田一)、浄法寺小)に設置し、様々な体験活動や創作活動、スポーツ活動の場を提供することで、子どもの健やかな成長に努めています。未設置の仁左平小学校、御返地小学校についても設置に向けた検討・取り組みが必要となっています。

#### 《今後の方向性》

放課後児童クラブについては、全ての小学校区において全学年の児童の受け入れ体制が整っており、施設の環境整備は完了しました。

利用時間については、平成29年度から終了時間を30分延長し19時までに拡大しました。しかしながら、働く母親、共働き世帯の増加に伴い、放課後児童クラブのニーズは高まっており、利用時間をはじめ利用者にとってより利用しやすい事業となるよう、事業受託者と連携・協議を図りながら推進して参ります。

放課後子ども教室については、未設置の仁左平小学校、御返地小学校については、利用意向を把握しつつ、平日に毎日開設する形式にとらわれず、体験、交流プログラムを定期的に提供できる場として開設する形式も含め、設置に向けた検討・取り組みを推進して参ります。

また、国の定める「新・放課後子ども総合プラン」を推進するための取り組みも進めて参ります。

特にも、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的又は、連携による実施については、現在、中央小学校区と二戸西小学校区において一体的実施を行っていますが、その他の小学校区においても実施に向けた検討を進めて参ります。

併せて、小学校の余裕教室の活用をはじめとした、教育委員会と健康福祉部の連携 強化を進めて参ります。

No.	事業名等	事業内容	担当課
1	放課後児童対策事業	放課後等に、保護者が仕事等で昼間家庭 にいない児童を対象とし、適切な遊びや生 活の場を与え、児童の健全育成を推進す る。 開設時間等については、利用者ニーズを 把握の上、利用時間を含めた事業内容の見 直しを進める。	子育て支援課
2	放課後子ども教室事業	様々な体験活動や創作活動、スポーツ活動の場を提供し、子ども達の健やかな成長を促進する。	生涯学習課
3	放課後児童クラブと放課 後子ども教室の一体型又 は連携型による実施に向 けた検討	実施場所に応じた、一体型又は連携型の 事業推進の取り組みを進める。	子育て支援課 生涯学習課
4	放課後児童クラブの利用 環境の整備	放課後児童クラブを利用する子どもにとって、より利用しやすい環境の整備を推進する。	子育て支援課

#### 2 安心して子どもを産み喜びを感じて育てられる環境づくり

#### 【推進施策1】妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援の強化

#### 《現状と課題》

妊娠・出産は、身体的な負担のみならず精神的な負担・不安も大きいことから、妊娠初期からの支援が必要です。また、産後うつや育児不安を早期に発見し、支援することも重要です。本市においても、出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(特定妊婦)が増えており、早期発見、早期支援が求められています。

乳幼児については、疾病や障がいの早期発見と、その後の早期支援のため、心身の 健康や発達状況の確認を行う定期的な健康診査を、今後も継続していく必要がありま す。

#### 《今後の方向性》

妊娠から出産・育児にわたる切れ目のない総合的な相談・支援体制の構築を図るとともに、個々のケースに応じたきめ細やかな支援を推進して参ります。

また、周産期における母体や胎児、新生児期は、生命に関わる様々なトラブルが発生する 可能性が高いことから、産科・小児科、その他の医療の充実・連携体制を確保し、安心して 子どもを産み、その後の母子の健康へ繋がる取り組みを推進して参ります。

No.	事業名等	事業内容	担当課
1	子育て世代包括支援センター事業	妊娠期から子育て期にわたって様々なニーズに応じた切れ目のない支援を行うことで、総合的な相談支援を提供するとともに、関係機関との連絡調整等を行う。	健康福祉企画課 子育て支援課
2	産前産後母子支援事業	妊娠届出時の面接や電話等で、妊産婦の 状況を把握し、相談支援を実施すること で、不安感や孤立感等の軽減を図る。 また、産後の母親の心と体のケアに向け た取り組みについて、検討を進める。	健康福祉企画課
3	各種健康診查事業 (妊婦・ 産婦・乳幼児健康診査・新 生児聴覚検査等)	妊産婦・新生児・乳幼児を対象に健康診 査等を行い、安全な出産と母子の健康確保 を推進する。	健康福祉企画課

4	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対し、電話 相談や訪問を行い、養育に関する相談、指 導、助言を行う。	健康福祉企画課
5	ファミリー教室、子育て遊びの教室の実施	妊婦や子育て中の保護者、これから子を望む家族に対して、仲間づくりや情報交換、学びの機会等の教室を開催する(妊娠編・育児編・離乳食編・事故予防編のプログラム毎に実施する)。 乳幼児健康診査の際に、子どもとのふれあい遊びや絵本の読み聞かせ等を実施し、親子のふれあいと学びの機会を提供する。	健康福祉企画課 生涯学習課 図書館
6	妊産婦医療費助成事業	妊娠5月に達する日の属する月の初日から出産した翌月の末日までの妊産婦に対し、 医療費の助成を行う。	国保予防課
7	周産期医療体制の充実	国・県等に対して、要望・提言を行なうと ともに、市内医療機関、医師会等と連携を図 りながら、周産期における、産科・小児科、 その他の医療の体制の充実・連携・確保に努 める。	健康福祉企画課
8	食育推進事業	保育施設や小学校等を対象として、食事の 正しい知識の共有と、食育の推進を目的とし た教室を開催する。	国保予防課

#### 【推進施策2】子育て世帯への支援・経済的負担軽減の推進

#### 《現状と課題》

妊娠から出産、乳幼児期から就学期にわたるまで、子育てにかかる費用は、生活費のほか保育や教育、医療等広い分野にわたっており、子育て世帯への支援・経済的負担軽減へのニーズは高いものとなっています。また、ひとり親家庭や障がいのある子どものいる家庭では、より経済的負担軽減の必要があります。

#### 《今後の方向性》

幼児教育・保育の無償化の実施によって、制度の対象外となった住民税課税世帯の 0歳から2歳児の保育所保育料や、新たに実費負担となった副食費について、軽減の 検討を進める。また、医療費助成事業や小児インフルエンザ予防接種についても、ニ ーズが高い分野であり、財源確保等を検討しながら、対象の拡充について検討を進め る。

No.	事業名等	事業内容	担当課
1	保育所保育料及び3歳以 上児の副食費の負担軽減 の検討	幼児教育・保育の無償化の対象外となっている「住民税課税世帯0~2歳児の子どもの保育料」と「3歳以上児の副食費」の負担軽減について分析・検討、取り組みを進める。	子育て支援課
2	乳幼児医療費助成事業・ 子どもの医療費助成事業	乳幼児医療費助成(就学前)及び子ども の医療費助成(就学後から中学生まで)に ついて、事業内容の拡充等について、分 析・検討を進める。	国保予防課
3	予防接種助成事業	子どもの予防接種に対する助成につい て、分析・検討を進める。	国保予防課
4	就学援助事業	要保護及び準要保護児童の保護者に対して、就学に必要な経費の一部を支給する。	教育企画課
5	育英資金貸与事業	経済的理由により修学が困難な者に対して、育英資金を貸与する。	教育企画課

#### 【推進施策3】ひとり親家庭等への支援の充実

#### 《現状と課題》

ひとり親家庭の多くは、社会的・経済的に不安定な状況に置かれていることが多く、特にも母子家庭の母親は就業の面において不利な状況にあり、生活も厳しいものとなっています。

生活面では、子育てと生計を一人で行なわなければならず、また周囲に相談する相手も総体的に少ないことが多いため、様々な場面において問題を抱えることとなります。

本市のひとり親世帯数は、平成12年は960世帯だったものが、平成27年には1,210世帯まで増加しており、15年で250世帯約26ポイント増加しています。

離婚等による環境の変化は、子どもの成長にも大きく関わることから、家庭相談や 育児相談等の支援も必要になっています。

#### 《今後の方向性》

ひとり親家庭の親が、気軽に不安や悩みを相談できる体制づくり、適切な助言、支援を受けられるような環境づくりに努めるとともに、ひとり親家庭の親が、自立した生活を送ることができる支援を原則として、生活支援・就労支援・相談対応等を推進して参ります。

No.	事業名等	事業内容	担当課
1	ひとり親家庭に対する相 談体制の充実	ひとり親家庭の自立を支援するため、婦人相談員・母子父子自立支援員、家庭相談員、保健師、関係する機関との連携による相談を行う。	健康福祉企画課 子育て支援課
2	児童扶養手当給付事業	受給要件に該当する 18 歳に達する以後の 最初の 3 月 31 日までの間にある児童を監護 している父・母・児童を養育している養育 者に対し、手当を支給する。	子育て支援課

3	ひとり親家庭等医療費助 成事業	夫(妻)と死別または離別した方で、18 歳未満の児童を養育している母(父)および18歳未満の児童に対し、医療費の助成を 行う。	国保予防課
4	母子父子家庭自立支援教育訓練給付金給付事業	ひとり親家庭の父・母が就職するため、 雇用保険制度の指定教育訓練講座等を受講 する場合の、受講費用の一部助成を行う。	子育て支援課
5	母子父子家庭高等職業訓練促進給付金給付事業	ひとり親家庭の父・母が経済的自立に効果的な資格を取得するため、養成機関等で修業する場合に、その間の生活に係る経済的負担を軽減するための助成を行う。	子育て支援課
6	母子父子寡婦福祉資金貸 付事業	ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定、子 どもの福祉の増進を図るため、無利子で資 金の貸付けを受ける際の書類作成、県への 進達業務を行う。	子育て支援課

#### 3 子どもの健やかな成長を支える環境づくり

#### 【推進施策1】幼児期の教育・保育と子育て支援サービスの充実

#### 《現状と課題》

本市においては、幼児期の教育・保育事業において、待機児童は発生していない状況であり、少子化の傾向も続いています。

しかしながら、女性の社会進出や就労形態の変化、核家族化の進行等により、保育ニーズは多様化しており、利用者の就労状況や家庭の状況・環境等を十分に踏まえた保育サービスを提供する必要があります。

また、認定こども園や保育所、地域型保育事業等において、個々の発達に応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供が行われるためには、各種会議等においての情報の共有・連携、研修機会等を通じた子育て支援員等の資質向上が必要となっています。

さらに、就学前から就学後に至る子どもの発達や学びの一体性・連続性を確保し、 円滑な就学につなげるため、小学校等との連携の強化を図る必要があります。

#### 《今後の方向性》

各事業者と連携を図りながら、保育ニーズを捉えたサービスの提供、充実を図ります。また、子どもの発達や学び、生活の一体性・連続性を踏まえて、小学校等との連携を図り、一貫性のある教育・保育事業の提供を推進します。

No.	事業名等	事業内容	担当課
1	幼保こ小連携の強化	幼児が円滑に小学校へ就学できるよう、 また、就学後の児童の情報共有を図るため、会議等の場を通して、認定こども園・ 保育所・小学校の連携と相互理解を深める。	教育企画課 子育て支援課
2	子育て支援員等の資質向 上	子育て支援員基本研修等を通して、子育 て支援員等の資質向上にを図る。	子育て支援課
3	(再掲) 時間外保育事業 (延長保育事業)	保護者の就労状況等に合わせ、支給認定 時間以外の保育を行う。	子育て支援課
4	(再掲) 一時預かり事業	保護者の疾病や冠婚葬祭、介護等により 保育が困難になった場合に、子どもを一時 的に預かり保育を行う。	子育て支援課

5	(再掲) 病児保育事業	病児・病後児を対象とした保育事業を行う。 また、利用の普及や、より利用しやすい 環境整備を図る。	子育て支援課
6	(再掲) ファミリー・サポート・ センター運営事業	児童の預かりの援助を受けることを希望 する者(依頼会員)と当該援助を行うこと を希望する者(提供会員)との相互援助活 動に対し、連絡、調整を行う。	子育て支援課

#### 【推進施策2】心身の発達に不安や悩みを持つ子どもへの支援の充実

#### 《現状と課題》

本市の発達支援事業は、管内の障がい保健福祉関係者で組織する「二戸地域自立支援協議会」が、平成20年度に行った「5歳児健診モデル事業」が始まりとなり、翌年の平成21年度からは、本市が「子ども発達支援センター」を設置し、発達障がいの早期発見や発達支援などを目的とした事業として、他市町村に先駆けて実施しました。平成29年度からは、5、6歳児を対象とした「ステップアップ教室」、3、4歳児を対象とした「ぴょんちゃんクラブ」に加え、3歳未満児を対象とした「ワン・ツー・ドン」を増やし、平成30年度には、各早期発達支援教室の開催回数を倍増する等、利用する親子にとって利用しやすい環境を整え、よりきめ細やかに事業を推進しております。

#### 《今後の方向性》

発達支援事業は、個々の子どもの発達に応じた対応、様子の観察、見極めが重要であり、粘り強い対応が必要となります。また、将来の就学に向けた支援と、就学後の不適応や生活する上での負担を少なくすることが目的であり、早い段階での適切な支援が何よりも重要です。

そのために、保育施設関係者や小学校教諭、教育相談員、保健師等とも各種会議等を通した連携、情報共有を図りつつ、今後においても、事業の見直し、改善を行ないながら、必要とされる支援をきめ細かく展開して参ります。

No.	事業名等	事業内容	担当課
1	早期発達支援事業	発達障がい等、発達に課題のある子どもの将来の自立を目指し、主に幼児の育ちや学びについて、就学につながる支援を行う(3歳、4歳、5歳毎の各教室を実施する)。	子育て支援課 (子ども発達支援セ ンター)

2	5歳児発達相談事業	就学前児童の社会性、行動、情緒など、 発達を確認し就学後の不適応や負担の軽減 のため、早い段階からの支援に繋げる。	子育て支援課 (子ども発達支援セ ンター)
3	個別支援ファイル作成と 就学先等への提供	乳幼児期からの子どもの様子、保育施設 や事業等での様子、支援の内容等をまとめ たものを、就学先等へ引き継ぐことで、児 童の円滑な就学等に繋げる。	子育て支援課 (子ども発達支援セ ンター) 教育企画課
4	障がい児保育事業	集団保育が可能な障がい児を、民間教育・保育施設で受け入れ保育を行う。	子育て支援課
5	支援者等の資質向上	幼保こ小連携推進会議等において、情報 交換や就学後の児童状況の共有、指導方法 等の検討等を行い、資質向上を図る。 また、園訪問等を通して、民間保育施設 保育関係者と情報共有、指導方法等の検討 等を行い、資質向上を図る。	子育て支援課 (子ども発達支援セ ンター) 教育企画課
6	発達障がいに対する理解 促進	有識者による講演会等の実施を通して、 市民に対し発達障がいへの理解を深める機 会を提供する。 また、健康フェスティバル等の各種イベントにおいて、啓発グッズの配布を行う 等、理解促進を図る。	子育て支援課 (子ども発達支援セ ンター)
7	特別児童扶養手当支給事業	精神又は身体に障害を有する児童につい て、手当を支給することにより、児童福祉 の増進を図る。	子育て支援課

#### 【推進施策3】要保護児童等へのきめ細やかな支援の推進

#### 《現状と課題》

親自身の精神的な問題や生活・仕事においてのストレス、子育ての大変さなど、 様々な要因が複雑に絡みあい、我が子を虐待してしまう痛ましい事件が社会問題となっていますが、本市においても、多種多様で、複雑なケースが増えています。

また、最近は、妊娠中に家庭環境にリスクを抱えたり、複雑な家庭内の事情があるなど、出産後の育児が困難と予想される妊婦も増えています。

児童虐待は人格形成に影響を及ぼすとともに、虐待を受けた子どもが親になったとき、我が子に虐待を繰り返すという連鎖を生むことにもなりかねません。虐待を防ぐため、未然防止と早期発見、早期対応ができる体制づくりを推進するとともに、ハイリスク家庭の支援のため、関係機関が連携を密にし、情報を共有して、地域全体で支え合う体制づくりを充実させていく必要があります。

#### 《今後の方向性》

(1) 子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた取り組み

国は平成30年12月18日、児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定し、児童虐待防止対策の強化に向け、国・自治体・関係機関が一体となって、必要な取組を強力に進めていくことを決定しました。

このなかでは、「児童福祉司の増員」や「スーパーバイザーの増員」、「児童心理司の増員」等と併せて、市町村の体制強化が謳われており、市町村における相談体制を強化するため、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」について、2022年度までに全市町村に設置することとされました。

本市においても、複雑化する多様な相談ケースに対して、適切に対応する必要があることから、子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた取り組みを進めます。

(2) 要保護児童対策地域協議会を通じた取り組み

要保護児童、要支援児童、特定妊婦への、適切な保護や必要な情報交換、支援の内容の協議、実態把握、各構成団体の役割分担の決定等について、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議、その他必要な協議等を通して取り組みを進めます。

(3) 障がい児への支援の取り組み

障がいのある児童やその家庭に対しては、「二戸市障がい児福祉計画」と沿った健全な発達の促進と、身近な地域による支援を行ないつつ、医療機関、福祉・教育機関等との連携を図りながら、早期発見や療育に関するプログラムの構築、サービスの提供に取り組みます。

また、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への 適応訓練、その他必要な支援を行うことを目的とした「児童発達支援センター」 の設置については、管内町村も含めた広域的な視野を含めた取り組みを進めま す。

(4) 特定妊婦への支援の取り組み

児童虐待の発生を予防するためには、妊婦の育児不安・育児ストレス等、妊娠・出産・子育て期に、養育支援等を必要とする家庭を早い段階から把握するとともに、その後の早期の支援につなげることが、非常に重要となっています。

健康診査やその未受診者へのフォローを目的とした訪問、保健指導や、乳幼児 全戸訪問事業、母子保健事業、医療機関等との連携により、支援を必要とする親 子を早期に発見し、その後の早期の支援に繋げる取り組みを進めます。

また、母子保健担当部署と子育て支援担当部署が、定期的な情報共有の機会を設けながら、気になる妊婦、気になる家庭の把握に努めて参ります。

No.	事業名等	事業内容	担当課
1	子ども家庭総合支援拠点 設置事業	子どもと家庭、妊産婦等を対象として、 児童等への虐待防止を目的に、実情把握、 支援に関する情報共有、子育て全般の相談 対応、児童虐待の相談・通告の受付け等の 子どもや家庭の支援に取り組む。	子育て支援課
2	要保護児童対策地域協議会運営事業	児童虐待等への対応について、県、警察、教育委員会等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待の防止、早期発見、早期対応の推進を図る。	子育て支援課
3	家庭相談員等の資質向上	複雑化する多様なケースに適切に対応するため、家庭相談員等の資質向上を図る必要があり、各種研修会、スキルアップのための講座、市の出前講座等での講演等へ積極的な参加を行なう。	子育て支援課
4	児童虐待に関する情報の 周知	健康フェスティバル等の各種イベントに おいて、啓発グッズの配布を行う等、児童 虐待に関する情報の周知を図る。	子育て支援課

5	母子保健事業	母子保健活動や医療機関等との連携を通じて、妊産婦及び親子の健康問題、家族の 状況に係る問題等に関連した虐待発生のリ スク要因を見逃さないよう努め、保健師の 家庭訪問等により積極的支援に取り組む。	健康福祉企画課	
6	障がい児相談支援・通所 給付事業	障がい児のサービス利用計画を作成し、 きめ細やかな支援を実施するほか、通所支 援サービスを通じて、子どもの発達支援に 取り組む。	福祉課	
7	児童発達支援センター設置事業	障がい児や家族の相談、障がい児を預かる施設への援助・助言等、障がい児や家族に対する支援を行う身近な療育の場を設置する。	福祉課	

# 第6章

教育・保育の提供区域と量の見込

み・提供体制 (確保方策等)

#### 1 教育・保育提供区域

市町村子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育及び地域子育て支援事業を計画 的に提供していくため、また、量の見込みとその確保方策の提供体制を確保するため に、その提供区域を定めることとされています。

区域は、地理的な条件、人口や交通事情、現在の教育・保育の利用状況、提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、定めることとされています。

本市においては、第1期二戸市子ども・子育て支援事業計画及び、その前身である二戸市次世代育成支援行動計画において、提供区域を市全域の1つとしており、本計画においても市全域を1つの提供区域とします。

#### 2 幼児期の教育・保育と子育てのための施設等利用給付の量の見込みと提供体制

#### (1) 教育・保育施設及び地域型保育事業

本市では、保育所における待機児童が発生していない状況であり、また放課後児童クラブについても、中央児童クラブの新築移転工事を行ったことで、全小学校区全学年の受入体制が整備され、待機児童は無い状況です。

子どもの出生等の状況ですが、令和2年度以降も減少が見込まれ、少子化の進行は続いていくものと想定しています。

しかしながら、平成30年度に実施した「子ども・子育て支援事業計画策定基礎調査」 の結果にもあるように、本市においても働く母親が増加しており、共働き世帯の割合も 増加しています。

働く母親の割合は、平成25年度調査では就学前児童が66.6%、就学児童が75.3%でしたが、平成30年度調査では就学前児童が+2.2ポイントの68.8%、就学児童が+9.7ポイントの85.0%と、いずれも増加しています。また、勤務形態でも、フルタイム、パートタイムとも増加している傾向にあります。

子どもの出生数の減少傾向は続いていますが、子どもが小さい時期から働く女性が増えているため、保育施設等の利用者数の推移は出生数の減少に比例した状況とはなっていません。

これらのことから、特に3歳未満児の保育施設の受入体制を今後数年間は維持・確保することが必要であり、就学児童にあっては放課後児童クラブの受入体制を維持・確保し、加えて、女性の就業率の上昇に配慮したサービスの提供体制確保が重要となっています。

#### 就学前児童数見込

(単位:人)

					(1120,000
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	1 4 2	1 4 0	1 3 9	1 3 7	$1\ 3\ 4$
1歳児	1 4 5	1 4 3	1 4 1	1 4 0	1 3 8
2歳児	1 4 3	1 4 6	1 4 4	1 4 2	1 4 1
0~2歳児計	4 3 0	4 2 9	4 2 4	4 1 9	4 1 3
3歳児	1 5 5	1 4 2	1 4 5	1 4 3	1 4 1
4歳児	169	158	1 4 5	1 4 8	1 4 6
5歳児	170	170	1 5 9	1 4 6	1 4 9
3~5歳児計	494	470	4 4 9	4 3 7	4 3 6
合計	9 2 4	899	873	8 5 6	8 4 9

#### (2) 保育の必要性の認定区分

市内に居住する子どもについて、現在の利用状況などを踏まえて以下の区分で設定します。

- ① 3~5歳 幼児期の学校教育(19条1項1号に該当:1号認定)
- ② 3~5歳 保育の必要性あり (19条1項2号に該当:2号認定)
- ③ 0~2歳 保育の必要あり (19条1項3号に該当:3号認定)

## 【令和2年度】

(単位:人)

			2号	認定	3号	認定
		1号認定	幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	左記以外	0歳	1・2 歳
	豊の目はなっ	0.4	3 7	5	0.4	914
	量の見込み		$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	9 4	2 1 4	
	計 (A)		2 3	3 5 2	9 4	214
確	特定教育·保育施 設	163	2 5	393	88	2 3 7
保方	特定地域型保育事業				6	13
策	その他、認可外保育施設等(※1)			1 0	5	5
提	提供体制 計(B)		2 5	403	9 9	255
	B−A ( <b>※</b> 2)		2	5 1	5	4 1
教育·	保育利用率(※3)		94.9%		71.	6 %

- ※1 「子育てのための施設等利用給付」分
- ※2 B-Aが0以上の場合、待機児童は発生しない。
- ※3 教育・保育利用率 (量の見込み数/推計児童数)

【令和3年度】

			2号	認定	3号	認定
		1号認定	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2 歳
	量の見込み	9 3	3 5	3	9 3	2 1 6
	里の元込み	93	2 1	3 3 2	93	210
	計 (A)	93	2 1	3 3 2	93	2 1 6
確	特定教育·保育施 設	163	2 5	393	88	2 3 7
保方	特定地域型保育事業				6	1 3
策	その他、認可外保 育施設等			1 0	5	5
抄	是供体制 計(B)	163	2 5	403	9 9	2 5 5
	B-A	7 0	4	7 1	6	3 9
	教育・保育利用率		94.9%		72.	0%

## 【令和4年度】

(単位:人)

(十四・70)						
			2号	認定	3号	認定
		1号認定	幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	左記以外	0歳	1・2 歳
	量の見込み	8 6	3 4	2	9 3	2 1 3
里の兄込み		8.0	2 1	3 2 1	9 J	213
計 (A)		8 6	2 1	3 2 1	93	213
確	特定教育·保育施 設	163	2 5	393	88	2 3 7
保方	特定地域型保育事業				6	13
策	その他、認可外保 育施設等			1 0	5	5
技	是供体制 計(B)	163	2 5	403	9 9	2 5 5
B-A		7 7	4	8 2	6	4 2
	教育・保育利用率		95.3%		72.	2%

### 【令和5年度】

			2号	認定	3号	認定
		1号認定 校教育の利 用希望が強 い		左記以外	0歳	1·2 歳
	量の見込み	8 4	3 3	2	9 2	2 1 2
	里の元込み	04	2 0	3 1 2	9 2	212
	計 (A)	8 4	2 0	3 1 2	9 2	2 1 2
確	特定教育·保育施 設	163	2 5	393	88	2 3 7
保方	特定地域型保育事業				6	1 3
策	その他、認可外保 育施設等			1 0	5	5
技	是供体制 計(B)	163	2 5	403	9 9	2 5 5
B-A		7 9	5	9 1	7	4 3
	教育・保育利用率		95.2%		72.	6 %

## 【令和6年度】

			2号	認定	3号	認定
		1号認定	幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	左記以外	0歳	1・2 歳
	量の見込み	8 3	3 3	1	9 0	2 1 0
	里"人元之《	0.0	2 0	3 1 1	3 0	210
	計 (A)	8 3	2 0	3 1 1	9 0	210
確	特定教育·保育施 設	163	2 5	393	88	2 3 7
保方	特定地域型保育事業				6	1 3
策	その他、認可外保 育施設等			1 0	5	5
提供体制 計(B)		163	2 5	403	9 9	2 5 5
B-A		8 0	5	9 2	9	4 5
	教育・保育利用率		95.0%		72.	6%

#### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

#### (1) 利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育事業や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、情報の集約や提供、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。 具体的には、

- ① 利用者のニーズを把握し、それに基づいた情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことによって、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう努めます。
- ② 実施に当たっては、平成30年度に作成した「二戸市子育てガイドブック」 や、毎年度当初に発行する「二戸市子育て支援情報」などのリーフレットを活用 するとともに、その他の媒体も通じた積極的な広報・啓発活動を実施すること で、子育て世代等に広く周知を図ります。

現在は、市子育て支援センター及び、市の行政窓口(子育て支援課)を活用し、 市内2箇所で実施しています。妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育て支援を 提供するため、「子育て世代包括支援センター」の設置を検討しており、相談等の 窓口体制の強化を図りながら、当事業を推進して参ります。

(単位:箇所)

	令和	令和	令和	令和	令和		
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
量の見込み(①)	2	2	2	2	2		
確保方策(②)	子育て世代	子育て世代包括支援センター設置を含め、相談等の窓口体					
惟木刀束 (4)	制の強化を	と図りながら、	、2ヶ所で実	施する			
差異 (②一①)	_	_	_	_	_		

#### (2) 延長保育事業 (時間外保育事業)

延長保育事業は、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所等で延長して保育を実施する事業です。利用に当たっては、利用者が入所している教育・保育施設においての利用に限られます。

現在は、市内公立保育所3施設、民間保育施設5施設で実施しています。

	令和	令和	令和	令和	令和
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み(①)	280	273	266	262	2 5 9
確保方策(②)	280	273	266	262	2 5 9
差異 (2-1)	0	0	0	0	0

#### (3) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、保護者が就労等により、昼間 家庭にいない小学校に就学する児童を対象として、小学校の余裕教室等を利用して 適切な遊びの場、生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

本市では、中央児童クラブの新築移転に伴い、平成30年度当初から全小学校区 全学年の受け入れ態勢が整いました。

今後においても、計画期間内における必要な供給量を確保するとともに、利用者に寄り添った事業運営に努めます。

(単位:人)

					( <del>+</del> 12/\)
	令和	令和	令和	令和	令和
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	293	290	284	273	262
1年生	102	100	9 7	9 2	8 8
2年生	8 2	8 0	7 8	7 4	7 0
3年生	6 1	5 9	5 7	5 4	5 2
低学年計	2 4 4	2 3 9	2 3 2	2 2 0	2 1 0
4年生	2 8	2 9	3 0	3 0	3 0
5年生	1 6	1 7	1 7	1 7	1 7
6年生	5	5	5	6	5
高学年計	4 9	5 1	5 2	5 3	5 2
確保方策	5 1	0(市内8小学	学校区・9 施設	サ・14支援単	单位)

#### (4)子育て短期支援事業

本市では未実施の事業です。平成26年に実施した量の見込み調査では、需要が無いため計画において確保方策を定めませんでした。今回の調査でも需要は無く、また、宿泊を伴う一時保育を利用したい場合には「親族・知人にみてもらった」との割合が5割程度増加していることから、今回の計画でも確保方策は定めないものとします。

この事業については、子育で世代のニーズを見極めつつ、児童養護施設等に委託 しての実施や、ファミリー・サポート・センター事業の活用で対応する等、今後に おいても事業の必要性について検討して参ります。

(単位:人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み(①)	_	_	_	_	_
確保方策(②)	_	_	_	_	_
差異 (2-1)	_	_	_	_	_

#### (5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供を行うとともに、母と子の心身の状況や育児環境の把握を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつける事業です。

母子保健事業等において、本事業の周知を図り、理解を促すことにより、乳児のいる全ての家庭を対象に、子育て支援相談員等による家庭訪問を実施します。また、未訪問者については、4か月健康診査時に状況を把握し訪問実施に努めます。

(単位:人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6 年度
量の見込み(①)	1 4 2	1 4 0	1 3 9	1 3 7	1 3 4
確保方策(②)	1 4 2	1 4 0	1 3 9	1 3 7	1 3 4
差異 (2-1)	0	0	0	0	0

※量の見込みは、各年度の出生数推計値と同じ

#### (6)養育支援訪問事業

母子健康手帳交付時の面接などの母子保健活動や乳児家庭全戸訪問、関係機関との連携等により、対象者を把握し、養育支援が必要な家庭を訪問することで、養育に関する指導・助言等を行い、当該家庭の適切な養育に繋げることに努めます。

(単位:人)

	令和	令和	令和	令和	令和
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み(①)	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0
確保方策(②)	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0
差異 (2-1)	0	0	0	0	0

#### (7) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、親子が気軽に集い、相互の交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供し、助言を行う事業です。

市子育て支援センター及び民間保育施設2園で実施していますが、他の民間保育施設2園においても、国の定める基準には満たないものの同様の事業を実施しており、計画期間内に基準を満たす事業となるよう、拠点施設の充実に努めます。

(単位:人回)

	令和	令和	令和	令和	令和
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み(①)	9,500	9, 500	9, 370	9, 270	9, 140
地位于华 (①)	9,500	9, 500	9, 370	9, 270	9, 140
確保方策(②)	3ヶ所	計画	期間内に拠点	数の増加を目	指す
差異 (2)-(1)	O	0	0	0	0

#### (8) 一時預かり事業(幼稚園型)

認定こども園幼稚園型において、通常の教育時間の前後や長期休業期間中に、必要となる者に保育を行う事業です。

幼稚園における預かり保育は、主に入園している児童を対象とした事業であり、 現在の受け入れ状況を踏まえつつ、保護者のニーズに的確に対応するよう努めま す。

	令和	令和	令和	令和	令和
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み(①)	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
確保方策(②)	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
差異 (②一①)	0	0	0	0	0

#### (9) 一時預かり事業(幼稚園における預かり保育事業を除く)

保育所に入所していない子どものいる家庭を対象に、子どもの保育が一時的に困難な場合や保護者の疾病等により緊急に子どもの保育を必要とする場合、子どもを一時的に保育所で保育を行う事業です。

現在、全ての認定子ども園で実施しており、子育て支援センターにおいても実施 しています。

保護者のニーズに対応する提供体制を整えており、今後においても提供体制を確保しながら、保護者のニーズに的確に対応するよう努めます。

(単位:人目)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み(①)	6 5 0	6 5 0	6 5 0	6 5 0	6 5 0
確保方策(②)	6 5 0	6 5 0	6 5 0	6 5 0	6 5 0
差異 (2-1)	0	0	0	0	0

#### (10) 病児·病後児保育事業(病児対応型·病後児対応型)

病児・病後児保育事業は、子どもの突発的な発熱等により保育所が預かることのできない子どもを、医師の指導のもと病院・保育所などに併設された専用スペースで、看護師等が一時的に保育することで、働く親等の支援を行う事業です。

本市では、平成30年6月1日から「二戸市病児保育施設 あいほっと」を開設し、直営により病児保育事業を実施しております。また、病後児保育事業は、市子育て支援センターのほか、民間保育3施設において実施しております。

利用の現状や利用希望の実情などを踏まえ、今後においても保護者のニーズに対応する提供体制を確保しながら、保護者のニーズに的確に対応するよう努めます。

(単位:人目)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み(①)	3 2 0	3 2 0	3 2 0	3 2 0	3 2 0
確保方策(②)	3 2 0	3 2 0	3 2 0	3 2 0	3 2 0
差異 (②一①)	0	0	0	0	0

※ 病児保育300人、病後児保育20人

#### (11) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

子育て中の保護者や、子育てを終えた人等を会員として、子どもを預かる等の援助を受けたい人(依頼会員)と、援助を行う人(提供会員)との連絡や調整を行うことで、地域における子育ての相互援助活動を推進し、病児保育や病後児保育、一時預かり等の多様なニーズへ対応するよう努めます。

(単位:人目)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み(①)	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0
確保方策(②)	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0
差異 (②一①)	0	0	0	0	0

#### (12) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持と増進を図ることを目的に、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握や検査・計測、保健指導を実施し、妊婦の妊娠中の医学的検査を実施する事業です。

市内に住所を有する全妊婦が、医療機関等で健康診査を受診できるよう関係機関 とのネットワークを活かし、制度の周知を図るとともに、母子健康手帳の交付時な どに、妊婦健康診査の必要性について啓発を行います。妊婦健康診査受診票は、一 人当たり14枚交付し、費用の助成を行っています。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み(①)	1 4 2	1 4 0	1 3 9	1 3 7	1 3 4
確保方策(②)	1 4 2	1 4 0	1 3 9	1 3 7	1 3 4
差異 (②一①)	0	0	0	0	0

※量の見込みは「乳児家庭全戸訪問」と同数値

#### 4 その他の事業の量の見込みと提供体制

#### (1) 放課後子ども教室

① 未設置となっている学校区への対応

未設置となっている仁左平小学校区、御返地小学校区の保護者等の意向を把握するとともに、計画期間内に子どもが安心して体験・交流できる居場所としての提供に努めます。

定期的な開設方式等、平日に毎日開設する設置形態にとらわれず、地域や保護者等の意向に沿った内容となるよう努めます。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み(①)	仁左平小学校区、御返地小学校区への設置			置	
確保方策(②)	計画期間内に設置				
差異 (2)-(1)	_	_	_	_	_

② 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携による実施 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な実施については、二戸西小 学校区で実施しています。

その他の小学校区(6小学校区)についても、保護者等の意向を把握するとともに、計画期間内に「連携型」による実施に向けた検討・取り組みを進めます。

(単位:学校区)

				,	
	令和	令和	令和	令和	令和
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み(①)	中央小学校区、二戸西小学校区以外 (6小学校区) での実			での実施	
確保方策(②)	保護者等の意向を把握するとともに、計画期間内に「連携による実施を検討			こ「連携型」	
差異 (2)—①)	_	_		_	

# 第7章

その他の関連施策等の推進・展開

#### 1 産休・育休後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本市においても、産後早い時期から働きだす母親や、共働き世代が増加しています。 そのため、産前・産後休業や育児休業後に、希望に応じて円滑に教育・保育施設等を利 用できるよう、「利用者支援事業」や「地域子育て支援拠点事業」などを活用しながら、 保健師や保育士等による産前・産後休業や育児休業中の保護者に対する情報提供や相談支 援等を行う等、それぞれのニーズに応じたきめ細やかな対応を行います。

また、保護者が安心して子育てに専念できるよう、産後休業や育児休業からの復職の場合においては、認定こども園・保育園への利用調整の際に不利とならないよう対応するとともに、可能な限り優先的に教育・保育施設等を利用できるよう努めます。

今後においても、産前産後休業や育児休業後の教育・保育施設等の円滑な利用が確保できるよう、制度の検証・見直し等を行いながら、より利用しやすい施策の充実に努めて参ります。

#### 2 国や県が実施する施策との連携

子育て家庭や子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、発生する問題も多様化・複雑化しています。

虐待の発生予防や早期発見のため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のための連携等、さまざまな施策を推進します。

また、社会的・経済的な養護が必要なひとり親家庭への施策や、障がい児施策について も、施策ごとの個別計画との整合性を図り、養護体制の充実、ひとり親家庭の自立支援、 障がい児施策の充実に努めて参ります。

#### (1) 児童虐待防止対策の充実

① 児童虐待を早期に発見し、迅速・的確に対応するため、母子保健担当保健師等と 緊密に連携を図り対応するとともに、ケースに応じて岩手県福祉総合相談センター (県児童相談所)と緊密に連携を図りながら、子どもの安全確保を最優先に取り組 むよう努めて参ります。

また、民生児童委員や教育機関、医療機関、警察、法務局等で構成する「二戸市 要保護児童対策地域協議会」において、個別ケースごとの情報共有や役割分担、支 援に関する協議等を行って参ります。

- ② 児童虐待の発生予防のためには、深刻化する相談に対しての職員のスキル向上を図ることも重要です。様々な機会を通した継続的な研修等の参加により、専門性やスキル向上に努めて参ります。
- ③ 妊産婦の産前産後うつ等が誘引する児童虐待を防止するためには、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援が必要です。母子保健担当保健師等との情報共有や連携を密にしながら、気になる妊婦への適切な対応に努めて参ります。
- ④ 子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談 全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や調査、訪問等によ る継続的なソーシャルワーク機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」の設置に向 けた検討・取り組みを進めて参ります。

#### (2) 母子・父子家庭の自立支援の推進

- ① 母子家庭や父子家庭の抱える子どもの養育の課題・問題、就業や住宅等生活上の問題、生活費、教育費等経済上の問題等、様々な相談に応じられるよう、母子・父子自立支援員等のスキル向上に努めて参ります。
- ② ひとり親家庭の保護者が、経済的自立に効果的な資格を取得するための支援や、 就職に必要な技能を修得することができるための支援を行うとともに、ハローワーク等とも連携しながら、就職への支援を行います。

#### 3 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取り組みの推進

文部科学省と厚生労働省は、共働き世帯等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を 育成するため、全ての子どもが放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験活動を行うこ とができるよう、「放課後子ども総合プラン(平成26年7月)」を策定しました。

さらに、これまでの放課後児童対策の取り組みをさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした「新・放課後子ども総合プラン」が平成30年9月に策定されました。

本市においても、平成29年度に中央児童クラブの新築移転工事が完了し、翌年からは 市内全ての小学校区において、全学年の児童が放課後児童クラブを利用できる環境が整 い、子どもの安心・安全な居場所づくりを強力に推進しております。

一方、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室の一体的・連携的な実施のため、小学校の余裕教室の一層の活用に向けた検討については、今後においても進めていく必要があるため、健康福祉部と教育委員会が協議を重ねながら、計画的な取り組みの実施に努めて参ります。

#### 4 「子どもの貧困対策に関する大綱」に基づく取り組みの推進

内閣府は、子どもが生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、そして子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指し、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることを目的に、「子どもの貧困対策に関する大綱(平成26年8月)」を策定しました。

大綱の重点施策には、「教育の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「生活の支援」、「経済的支援」が掲げられています。

本市においても、子育て支援を推進するなかで、子どもの貧困に関連する様々な施策を 展開して参りました。今後においても、健康福祉部と総合政策部、教育委員会等が連携を 図りながら、二戸市社会福祉協議会や小学校等の関係機関と課題等の共通認識を持ち、情 報共有を図りながら、子どもの貧困対策に取り組んで参ります。

#### (1) 教育の支援

① スクールカウンセラー、教育相談員等を配置し、必要に応じて県北教育事務所に 配置されているスクールソーシャルワーカー等の専門知識を有する外部人材も活用 しながら、教育支援や、いじめや不登校、虐待、貧困等の学校や家庭の日常生活に おける問題に直面する子どもを支援して参ります。 ② 多様な学習活動、体験活動を実施するとともに、学習が遅れがちな子どもに対する学習支援の充実を図って参ります。

#### (2) 保護者に対する就労の支援

- ① ひとり親家庭に対する就労を支援するため、「高等職業訓練促進給付金事業」や 「自立支援教育訓練給付金事業」をはじめとした就職に有利な資格等の取得に向け た事業を実施し、支援に努めて参ります。
- ② 母子父子自立支援員を配置し、職業能力開発や向上のための訓練等に関する情報提供、就職活動に関する助言・指導、ハローワークとの連絡調整を図ることで、就労に向けたの支援に努めて参ります。

#### (3) 生活の支援

- ① 母子父子自立支援員や家庭相談員、婦人相談員等が連携した相談体制を取るとともに、暮らしの相談窓口や教育委員会等の関係機関とも情報を共有しながら、一体的な生活支援に努めて参ります。
- ② 母子・父子・寡婦福祉貸付金を必要とする者に対して、貸付に係る相談業務と申請に対する支援を行なうことで、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るとともに、子どもの福祉の増進支援に努めて参ります。
- ③ ひとり親家庭や共働き家庭が増える中で、子どもの放課後の安全・安心な居場所づくり(放課後子ども教室及び放課後児童クラブの実施、子ども食堂の検討・取り組み等)を確保することで、子育て世帯の支援と子どもの健全育成に努めて参ります。

#### (4)経済的な支援

- ① 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の、各種子どもに関する手当給付事業を実施すると共に、乳幼児医療費助成事業、妊産婦医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業、子ども医療費助成事業等の、医療に係る経済的助成事業を実施し、経済的な支援に努めて参ります。
- ② 経済的な理由により、小・中学校へ就学させることが困難な世帯に対し、経済的負担を軽減するため、給食費や学用品費等、学習に必要な費用の援助に努めて参ります。

#### 5 子どもの権利擁護の確保

体罰によらない子育てを支援するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が広まるよう、乳幼児健診の場や保育所、民間保育施設、学校、設置を検討している「子育て世代包括支援センター」等も活用して、普及啓発活動に努めて参ります。

また、保護者としての監護を怠ることは、ネグレクト(育児放棄)に該当することを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことを母子健康手帳や乳幼児健診の機会等を活用して、周知に努めて参ります。

その他、関係する団体(社会福祉協議会、権利擁護に関するNPO団体、児童相談所

等)との連携を緊密に図ることによって子どもの権利擁護に努めて参ります。

#### 6 国際化の進展に伴い外国につながる幼児への支援等の推進

国際化の進展に伴って、海外から帰国した子どもや外国人の子ども、両親が国際結婚の子ども等のいわゆる外国につながる幼児の増加が見込まれています。

当該子どもが教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、就園等の子育でに関する必要な手続き・園児募集の状況等の外国語によるホームページ掲載や、ガイドブック等の外国語による作成等について、必要性を検討して参ります。

#### 7 幼児教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保について

#### (1) 認定子ども園の普及等について

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ施設であり、保護者の就 労状況及びその変化等があった場合においても、柔軟に子どもを受け入れられる施設 です。

本市では、地域型保育事業を除く既存の民間保育施設の全てが認定こども園へ移行しており、今後においても、当該認定子ども園等と連携を強化しながら、受け入れを希望する保護者に対して適切に対応して参ります。

#### (2) 質の高い教育・保育の確保のための取り組み

保育所は、「保育所保育指針」に基づいて、心身ともに健やかな子に育つよう、子どもの主体性やお互いの違いを認め合える心の育ちを大切にする等、人権を尊重した保育を行うとともに、保護者や地域社会とも連携して、子育て家庭の支援を行っています。

幼稚園は、「幼稚園教育要領」に基づいて、幼児期の特性を踏まえた計画的な指導のもと、身体感覚を伴う多様な活動を通して、幼児の主体的活動を促し、豊かな感性を養うとともに、小学校以降の生活や学習において重要となる、自ら学ぶ意欲や力を養うことを目指した教育を行っています。

また、認定こども園は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づいて、保育所と幼稚園における小学校就学前の子どもに対する保育と教育を一体的に提供するとともに、保護者に対しても子育ての総合的な提供支援を行っています。

そのようななか、令和元年10月1日より、幼児教育・保育の無償化制度が始まりましたが、幼児教育・保育の質の確保・向上への取り組みは、ますます重要となっています。そのため、質の高い教育・保育等を提供するため、市と民間保育施設や、その他の子育てを支援する者と相互に連携・協力しながら、子どものよりよい育ちのための取り組みを進めて参ります。

幼稚園教諭や保育士、保育教諭等の資質向上を図るため、「民間保育施設連絡協議会」に対する補助事業を実施する等し、各職階・役割に応じた研修や、公設・民設等の施設を超えた合同研修、分野別の研修(特別支援教育、保育実践、子育ての支援、食育・アレルギー対応など)等によりスキルアップに努めて参ります。

#### (3) 認定子ども園、幼稚園、保育所、小学校等の連携

幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた各種要録や、個別支援ファイル・幼児連絡表を活用しながら、乳幼児期から小学校年齢期における発達や生活の連続性の確保について配慮していくとともに、各施設間で密接に連携できるよう、情報提供等を行い、協力体制が図られるよう、支援をして参ります。

# 第8章

計画の点検・評価と推進等

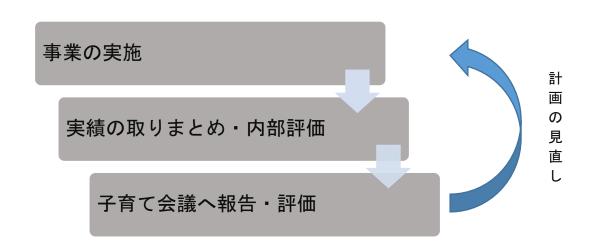
#### 1 計画の点検・評価

計画の実施状況は、全体的な評価に加え、具体的な個別事業の進捗状況(以下の2点)についても、担当部署において内部評価を実施した上で、二戸市子ども・子育て会議へ報告し、点検・評価を行っていただき、現状やニーズに応じた計画内容の見直し等を行っていきます。

- (1) 教育・保育事業及び子育てのための施設等利用給付・・・認定区分ごとの利用人数等
- (2) 地域子ども・子育て支援事業・・・事業の利用状況等

計画の見直しは、国が定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年内閣府告示第159号)」及び、「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版)(平成31年4月23日内閣府子ども・子育て本部参事官事務連絡)」に基づき、計画の量の見込みとの乖離が著しく大きく、見直しの必要があると二戸市子ども・子育て会議の検討において認められる場合は、「量の見込み」及び「確保の内容」について、見直しを行います。

特に、教育・保育事業については、計画に基づく認可等を行う必要があり、事業者及び利用者に対して、大きな影響を及ぼすこと、また、待機児童ゼロ状態を維持することを前提とした確保方策の設定が必要となるため、早期の見直しも可能とします。



#### 2 計画の推進

子育てを取り巻く環境は、保護者の心理的・経済的負担感の増加に加え、社会問題的な要素(児童虐待、夫婦間のDV、子どもが巻き込まれる事件等)も加わり、子どもが安心して健康に育つことのできる環境が狭められている現状があります。

子育てをめぐる様々な問題や課題に対しては、保護者のみならず、地域や学校、子育て支援に関わる事業者や民生委員、社会福祉団体、児童相談所、民間企業、行政等、あらゆる関係者や機関が連携を図りながら、それぞれの専門的な視点から役割を果たしつつ、一体となった支援を進めることができるよう、努めて参ります。

計画期間内においても、社会情勢の変化や子育て世代のニーズを捉えながら、柔軟で実効性のある計画の推進に努めて参ります。

#### 3 計画推進のための関係者の役割

子育て支援に関する施策は、子育て支援担当のみならず、教育担当、障がい担当、医療 費助成担当、就労担当、公園担当等の多くの分野にわたっています。そのため、関係する 部署が連携を図りながら、計画を効果的・効率的に進めていく必要があります。

また、民間保育事業者や小学校、小児科医、民生委員児童委員、企業等の地域の関係団体・関係機関が役割分担を行いながら、地域全体で子育てを支援する必要があります。

#### (1) 家庭の役割

家庭は、子どもが生まれ育ち人間性を育む基礎的な場所であり、その役割は最も重要です。そして、子育ての一義的な責任は、家庭の保護者となります。

父親が積極的に家事や子育てに関わり責任を分担することで、夫婦がお互いに助け合う意識を持つことや、子どもを一人の人間として尊重し個性や能力を伸ばしてあげること、子育てをするなかで親も社会との関わりや繋がりを持ち、責任を持って子育てをすることで親自身も成長していくこと等、子どもが成長する上で家庭の持つ役割は非常に重要であり、その役割を発揮することが期待されます。

#### (2) 地域の役割

地域は、子どもが子ども同士や年代を超えた地域の人々との交流を通して、社会性や協調性、自立心を育む大切な場です。

また、核家族化が進行する中で、地域が子育て家庭や子どもたちを見守り、子育て家庭の不十分な部分や不慣れな部分を支援する役割も期待されます。

地域にとって次代を担う大切な宝である子どもたちの成長を見守り、育んでいくことが期待されます。

#### (3) 保育施設等の役割

保育所・認定こども園等は、集団生活を通して社会の一員としての必要なルールや協調性を身につけるとともに、人格を形成する大きな役割を担う場です。

子ども一人ひとりが個性を伸ばし、生きる力を身につけ、豊かな心をはぐくむ場として期待されます。

#### (4) 学校の役割

小学校等は、基礎的な学力や自ら学ぼうとする力、人間関係を築く力等を養う場としての役割を担っています。その他、ものごとを最後までやりとげるねばり強さや、社会で役立とうとする心(公共心)等を培う場としての役割も期待されます。

単に教科の学力を身につけるための場ではなく、集団の中での人間関係、規範やルールを学び、学習等ものごとをやりとげるねばり強さを身につけるなかで、知識を獲得した喜びを体験し、さらに自ら学ぼうとする力や表現する力が身に付いてく継続的な成長の場として期待されます。

#### (5) 事業主の役割

出産後、早い時期から働き始める母親が増え共働き世帯も増加する中で、企業や事業所の子育てに対する役割も大きくなっています。

仕事と家庭の両立のためには、育児休業制度の利用促進や労働時間の弾力化といった労働環境の整備、子育てしながら仕事ができる事業所内の意識の醸成等、事業所内の環境整備が必要となります。

事業主の、働く子育て世代に優しい環境づくり、子育てしやすい環境づくりの推進に努めることが期待されます。

#### (6) 行政の役割

子育て施策は広い分野にわたっていることから、関係する部署が連携し、整合性と一 貫性をもった取り組みができるよう、連携を図ることが求められています。

また、子育て世代から求められているニーズを的確に把握し、その内容を施策に反映するとともに、国や県に対しては、必要に応じて要望や要請を、あらゆる場面において行うことが必要です。

# 資料編

### 二戸市子ども・子育て会議設置条例

平成25年10月4日条例第22号 二戸市子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項 の規定に基づき、二戸市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を 置く。

(所掌事務)

- 第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について処理する。
  - (1) 法第77条第1項各号に規定する事項
  - (2) 本市の子ども・子育て支援施策に関する重要事項その他、市長が必要と認める事項(委員)
- 第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援関係者、学識経験者その他市長が適当と 認める者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその職により委嘱又は任命 された委員が、その職を離れたときは、委員の職を失うものとする。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 会長は、審議が終わったときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。 (部会)

第10条 特別な事項を調査審議するため、会長は、子ども・子育て会議に部会を置くことができる。

- 2 部会は、子ども・子育て会議委員の中から、会長が指名する委員で組織する。
- 3 第5条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と、「市長」とあるのは「会長」と読替えるものとする。 (委任)
- 第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成25年10月4日から施行する。

# 二戸市子ども・子育て会議委員名簿

【任期:令和元年11月1日~令和3年10月31日】

区分	氏 名	所 属
学識経験者	細川 尊英	ほそかわ小児科クリニック(院長)
	菅原 修悦	二戸市校長会(会長)
	黒沢 真照	認定こども園 ともいき (園長)
	國分 大輔	まつのまるこども園(副園長)
	浪岡 幸子	ちゃいるどスクール (副園長)
子育て支援関係者	平船 しずか	岩手保健医療大学附属認定こども園(園長)
	荒谷 潤一	二戸市社会福祉協議会(副主任・相談支援員)
	横山健治	二戸市民生児童委員協議会(主任児童委員部会代表)
	上平 千恵	めんこい☆ J☆キッズ (代表)
	中道 敬夫	二戸市PTA連合会(仁左平小学校 P T A 会長)
	田中 一也	二戸市PTA連合会(福岡中学校PTA副会長)
	十文字 智子	二戸市PTA連合会(母親委員)
保護者	獅子内 加奈子	認定こども園 ともいき (保護者会)
木设石	森 洋輔	まつのまるこども園 (保護者会)
	浪岡 誠	ちゃいるどスクール (保護者会)
	鈴木 久美子	岩手保健医療大学附属認定こども園(保護者会)
	蛇口 吉男	二戸市立浄法寺保育園(保護者会)
その他	菅 しのぶ	二戸法人会所属企業
	佐々木 千聡	公募
	佐藤 智子	公募

# 第2期二戸市子ども・子育て支援事業計画 令和2年3月

策定:二戸市健康福祉部子育て支援課

〒028-6198 岩手県二戸市福岡字八幡下 11-1

Tel 0195-23-1325 Fax 0195-22-1188